

V. 大韓民国
(Republic of Korea)

＜目次　～大韓民国～＞

第1章 金融制度概要.....	1
1. 金融機関の種類.....	1
(1) 商業銀行(commercial banks).....	1
(2) 専門銀行(specialized banks).....	2
(3) 相互貯蓄銀行(mutual savings banks).....	3
(4) 信用組合(credit unions)	3
(5) コミュニティ信用協同組合(community credit cooperatives).....	3
(6) マーチャント・バンク(merchant banking corporations).....	4
2. 監督官庁と指導体制	4
3. 韓国の金融制度の特徴	5
(1) 家計債務問題.....	6
(2) 銀行セクターの競争促進策	7
4. 預金保険制度の枠組み	7
第2章 郵便貯金の概要.....	9
1. 設立目的・沿革概要.....	9
2. 経営形態	9
3. 金融サービス提供の形態	10
(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係.....	10
(2) 直営店、委託店における金融サービスの提供状況.....	10
(3) 郵政事業本部（Korea Post）の経営状況	11
(4) 店舗・ATM の配置戦略.....	11
(5) DX の推進	12
4. 預金業務概要	13
5. 口座維持手数料等の導入状況	14
6. リスク性金融商品概要	14
7. 貸付業務概要.....	14
8. 金融包摂への取り組み	14
9. 送金・決済業務概要	14
10. インターネットバンキング	15
11. 国際業務概要	16
12. 付随業務	16
13. 資金運用	17
14. 窓口取扱時間.....	18
15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開.....	18
16. 財務諸表.....	18
第3章 民間リテール金融機関の概要.....	20
1. KB フィナンシャルグループ	20

(1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア	20
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	20
(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）	21
(4) 子会社、関連会社への出資状況	21
(5) ESG 投資	21
(6) TCFD 提言への対応	22
2. 新韓フィナンシャルグループ	22
(1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア	23
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状	23
(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）	23
(4) 子会社、関連会社への出資状況	23
(5) ESG 投資	24
(6) TCFD 提言への対応	24
第4章 最近の金融動向と今後の展望	25
1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向	25
(1) フィンテックの動向	25
(2) キャッシュレス化の状況	26
(3) モバイル決済の動向	28
(4) リテール決済に関する法規制の状況	31
(5) リテール金融機関の顧客接点における DX	32
(6) インターネット専業銀行	33
(7) デジタル通貨導入に向けた動き	37
2. 郵便局金融を含めた金融包摂	42
(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策	42
(2) 金融包摂政策における国、銀行の関わり	43
(3) 提供される金融商品・サービス（郵便局、銀行）	45
(4) 政策評価と方向性	47
3. その他	48
(1) 顧客データを活用したビジネス動向	48
(2) 高齢化対策（高齢者向けの新たな商品・サービスの動向を含）	49
第5章 参考	50
1. リテール拠点における感染症対策	50
＜出所資料一覧＞	52

＜略語集＞

略語	原語(英語)	日本語訳
AEFSO	Act on the Establishment of Financial Supervisory Organizations	金融監督機関設置法
BIS	Bank for International Settlements	国際決済銀行
BOK	Bank of Korea	韓国銀行
FISCMA	Financial Investment Services and Capital Markets Act	資本市場統合法
FSC	Financial Services Commission	金融委員会
FSS	Financial Supervisory Service	金融監督院
KDIC	Korea Deposit Insurance Corporation	韓国預金保険公社
KFC	Korea Finance Corporation	韓国政策金融公社
KFCC	Korean Federation of Community Credit Cooperatives	韓国コミュニティ信用協同組合連盟
LCR	Liquidity Coverage Ratio	流動性カバレッジ比率
MSIT	Ministry of Science and ICT	科学技術情報通信部
MSIP	Ministry of Science, ICT and Future Planning	未来創造科学部
SFC	Financial Services Commission	金融委員会

為替レート：ウォン。1 ドル＝**1,389.7** ウォン、1 ウォン＝**0.11** 円（**2025 年 9 月 1 日**）

第 1 章 金融制度概要

1. 金融機関の種類

韓国で展開している金融機関は、主に、銀行(banks)、ノンバンク預金(金融)機関(non-bank depository (Nonbank Financial) institutions)、金融投資事業体(financial investment business entities)、保険会社(insurance companies)、その他金融機関(other financial institutions)、金融補助機関(financial auxiliary institutions)の 6 つのカテゴリーに分類される。銀行には商業銀行(commercial banks)と専門銀行(specialized banks)が、ノンバンク預金(金融)機関には相互貯蓄銀行(mutual saving banks)、信用組合(credit cooperatives)等が、金融投資事業体には証券会社(securities companies)等が、保険会社には生命保険会社(life insurance companies)等が含まれる¹。

銀行の業務には、預金業務や貸出業務、一定の証券業務(債券発行、商業手形割引)、外為業務等の本業に加え、信用保証やデリバティブの売買、投資アドバイザーサービス、クレジットカードサービス、保険代理店業務、等が含まれる²。

(1) 商業銀行(commercial banks)

商業銀行(commercial banks)は、1950 年に制定された銀行法(Banking Act)に基づき設立され³、全国的に事業を展開する都市銀行(nationwide banks)、特定の地方・農村地域を対象として事業を展開する地方銀行(local banks)、外国銀行支店(branches of foreign banks)に大別される⁴。

① 都市銀行(nationwide banks)

1979 年当時、都市銀行の数はわずか 5 行であったが、金融の自由化を背景に、1997 年末には史上最高の 16 行を記録した。しかし、1997 年のアジア金融危機の余波を受け、都市銀行の閉鎖と合併が進み、その数は 7 行にまで減少した⁵。2025 年 4 月現在、都市銀行は、KEB 韓亜(ハナ)銀行(KEB Hana Bank)⁶、友利(ウリィ)銀行(Woori Bank)、KB 国民銀行(KB Kookmin Bank)、新韓銀行(Shinhan Bank)、韓国シティ銀行(Citibank Korea)⁷、スタンダード・チャータード銀行コリア(Standard Chartered Bank Korea)に加え、2024 年 6 月に国内で初めて地方銀行から都市銀行に転換した DGB 大邱(テグ)を加えて 7 行である(2024 年 12 月現在)。インターネット専業銀行は K バンク、カカオバンクおよび Toss バンクの 3 行である⁸。

¹ BOK ウェブサイト <http://www.bok.or.kr/eng/main/contents.do?menuNo=400097>(閲覧日：2022 年 2 月 15 日)

² P8-9 FSS “FSS Handbook 2017-2018” (2019 年 1 月 25 日)

³ P5 FSS “FSS Handbook 2017-2018” (2019 年 1 月 25 日)

⁴ 脚注 1 と同じ

⁵ P7 FSS “FSS Handbook 2017-2018” (2019 年 1 月 25 日)

⁶ ハナ金融グループ傘下のハナ銀行と韓国外換銀行(Korea Exchange Bank)が統合し、2015 年 9 月 1 に発足

⁷ 2004 年にシティバンクが韓美銀行を買収

⁸ 2021 年 10 月 5 日に第 3 のインターネット専業銀行である Toss バンクが営業を開始した(第 4 章 1(6)参照)。

② 地方銀行(local banks)

地方銀行は、バランスのとれた地方経済の発展と地方における金融サービスへのより良いアクセスの提供に向けた政府の取り組みの一環として、1967年に初めて設立された。1997年には10もの地方銀行が営業を行っていたが、1997年のアジア金融危機の余波を受けた閉鎖や統廃合により、その数は減少。2024年6月にはDGB大邱（テグ）銀行が都市銀行に転換したため、2024年12月現在、済州(ジェジュ)銀行(Jeju Bank)、全北(ジョンブク)銀行(Jeonbuk Bank)、光州(クァンジュ)銀行⁹(Gwangju Bank)、京南(キョンナム)銀行(Gyeongnam Bank)、釜山(プサン)銀行(Busan Bank)の計5行が営業を行っている¹⁰。地方銀行は、地域の個人や中小企業向けに銀行業務を行っているが、一部の地方銀行はソウル等の首都圏に支店を展開している。

③ 外国銀行支店(branches of foreign banks)

外国銀行の在韓支店は外国資本を呼び込み、更に国際資本市場へのアクセスを改善することを目的に1967年に設置が認められた。1984年より、政府は、国内銀行と同等の競争条件を与えるため、外国銀行の支店業務に関する規制緩和を実施。1991年には、国内銀行と同様の基準・手続きに則って複数の支店を設置することを認めた。

多くの外国銀行はソウルに拠点を置いており、伝統的に法人向け金融サービスに特化している。市場の自由化や規制緩和を背景に、外国銀行がリテール事業へ進出する動きもみられている。しかし、地場系金融機関が強い中、必ずしも順調とは言えない¹¹。

2014年3月、香港上海銀行(HSBC)は、収益性の高い事業に集中するため、残顧客対応のための1支店を除き、サービスを停止した。2016年には、英バークレーズと米ゴールドマン・サックス、スイスのUBSが撤退したほか、2017年3月には都市銀行である韓国シティ銀行も営業店舗の大幅な統廃合を発表した¹²。

2024年12月現在、その数は33となっている。

(2) 専門銀行(specialized banks)

専門銀行(specialized banks)は1960年代に設立された政府系金融機関である。当初は、商業銀行による十分な資金供給が受けられない地域に対するサービスの提供と、政府が重点を置く特定の産業セクターへの支援を主な目的として設立された。銀行を取り巻く環境の変化に伴い、商業銀行ビジネスに業務を拡大してきているものの、元来志向していた特定分野に対する資本の配分は今なお比較的高い水準にある。資金調達に関しては、預金面では商業銀行と競合する形となっているが、公的資金、債券発行への依存が強い。2024年12月現在、韓国中小企業銀

⁹ ウリ・ファイナンス・ホールディングス傘下の地方銀行であったが、同ホールディングスの民営化の一環として、JBフィナンシャル・グループの子会社となった(2014年10月15日)

¹⁰ FSS Financial Statistics Information System (閲覧日：2025年4月2日)

¹¹ 現地ヒアリングによる(2017年11月)

¹² The Korea Herald “Barclays to completely pull out of Korea” (Jan 20, 2016), “Citibank Korea to close 80% of its branches” (Apr 13, 2017)

行(Industrial Bank of Korea)¹³、韓国産業銀行(Korea Development Bank)、農協銀行(NongHyup Bank / National Agricultural Cooperative Federation)、水協銀行(Suhyup Bank / National Federation of Fisheries Cooperatives)、韓国輸出入銀行(Export-Import Bank of Korea)の計 5 行が専門銀行として営業を行っている¹⁴。専門銀行はそれぞれ個別の根拠法に基づいて設立される。

(3) 相互貯蓄銀行(mutual savings banks)

相互貯蓄銀行(mutual savings banks)は、1972 年に制定された相互貯蓄金融会社法(Mutual Savings and Finance Company Act)に基づき設立され、限られた規模・範囲でリテール業務を行う預金取扱金融機関である¹⁵。地方居住者や地方で営業している中小企業向けの融資を行うことを目的として、1972 年に相互信用金融会社(mutual credit finance companies)形態として設立が容認されていたが、1997 年のアジア金融危機を受け、消費者の信頼を回復するため、2001 年 3 月に名称が変更された。相互貯蓄銀行は、商業銀行と異なり、クレジットライン、業務を実施する場所、支店設置に制約がある。その主な業務は預金や融資、デビットカード、決済サービス等であり、その主な資金源は定期預金だが、長い間、預金者が貸付を受けることができる積立預金に依存してきた。

1972 年当時、相互貯蓄銀行は 350 もあったが、2008 年のグローバル金融危機、不動産の不良債権化が相次ぐなかで、多くの相互貯蓄銀行の経営が悪化し、業務停止に陥ったため、2010 年末には 106 行にまで減少した。2024 年 12 月現在、その数は計 79 行となっている¹⁶。

(4) 信用組合(credit unions)

信用組合(credit unions)は、1972 年に制定された信用組合法(Credit Unions Act)に基づき設立される、地域、職域や団体を対象とした非営利の協同組合金融機関である。その主な業務は、諸外国における信用組合と同様、原則として組合員に限定した預金・融資業務である¹⁷。具体的には、通常の預金口座のほか、定期預金・積立預金といった貯蓄性預金、当座貸越や個人ローン等の与信商品、個人保険や団体保険等を取り扱っている。韓国における最初の信用組合は 1960 年に設立された教会系病院等の職域を対象とする Holy Family Credit Union であり、その後各地で設立された。2024 年 12 月現在、その数は計 866 となっている¹⁸。

(5) コミュニティ信用協同組合(community credit cooperatives)

コミュニティ信用協同組合(community credit cooperatives)は、信用組合よりも

¹³ Industrial Bank of Korea の 2021 年 5 月の発行済み株式の 59.5%を韓国政府、7.2%を Korea Development Bank、1.8%を Korea Exim Bank が保有している (<https://global.ibk.co.kr/en/investor/StatusofShareholders>)

¹⁴ FSS Financial Statistics Information System (閲覧日：2025 年 4 月 2 日)

¹⁵ P22-23 FSS “FSS Handbook 2017-2018” (2019 年 1 月 25 日)

¹⁶ FSS Financial Statistics Information System (閲覧日：2025 年 4 月 2 日)

¹⁷ P183-184 BOK “Financial institutions in Korea”(2018 年)

¹⁸ 信用組合数は FSS Financial Statistics Information System。(閲覧日：2025 年 4 月 2 日)

更に小規模な、近隣の市町村を基盤とする協同組合金融機関であり、韓国政府の行政安全部(Ministry of the Interior and Safety)の管轄下に置かれている。1972 年に制定された信用組合法の中では、コミュニティ信用協同組合は農村銀行(Village bank)と規定されていたが、1982 年にコミュニティ信用協同組合法(Community Credit Cooperatives Act)が制定されると、コミュニティ信用協同組合となった。提供商品は信用組合とほぼ同じであるが、手形の割引を行わない点が信用組合とは異なる特徴といえる¹⁹。

また、韓国コミュニティ信用協同組合連盟(Korean Federation of Community Credit Cooperatives, KFCC)という中央機関があり、コミュニティ信用協同組合は、KFCC や政府、公共団体、金融機関からのみ資金の借入が可能とされている²⁰。

(6) マーチャント・バンク(merchant banking corporations)

マーチャント・バンク(merchant banking corporations)は手形引受や、証券発行・引受業務の他に、預金受入、貸付、投資顧問、リース、企業 M&A の仲介を行う金融機関である。韓国におけるマーチャント・バンクはウリ投資銀行(旧、錦湖(クムホ)投資銀行)の 1 行のみで、1974 年 6 月 29 日に設立された。中長期ローン、決済保証、社債発行、プロジェクト融資、国際証券投資、M&A 等の金融サービスを提供している。

2. 監督官庁と指導体制

従来は、業態ごとに監督当局が異なり、銀行は中央銀行である韓国銀行(Bank of Korea, BOK)、証券会社は財政経済部(Ministry of Finance and Economy)²¹の証券監督院(Securities Supervisory Board)、保険会社は、同じく財政経済部の保険監督院(Insurance Supervisory Board)、ノンバンクも同様に財政経済部のノンバンク監督当局(Non-bank Supervisory Authority)が監督を行っていた。1980 年代後半より監督当局の統合の必要性が指摘され、アジア金融危機を経て、1997 年 12 月の金融監督機関設置法(Act on the Establishment of Financial Supervisory Organizations, AEFSO)により、一元的な監督体制を整備する法規制が整った。同法により、1998 年 4 月に金融監督委員会(Financial Supervisory Commission)が設立され、1999 年 1 月にはその執行機関としての金融監督院(Financial Supervisory Service, FSS)が設置された。これにより、銀行、ノンバンク預金(金融)機関、保険会社、証券会社など、ほぼすべての金融機関が同一の監督当局の管轄下に置かれることとなった。

2008 年 2 月 29 日、市場のより効率的な監督を行うため、金融監督委員会と財政経済部の金融政策局(Financial Policy Bureau)が統合、現在の金融委員会(Financial Services Commission, FSC)が設置された²²。

資本市場を構成していた証券会社、資産運用会社、総合金融会社、先物会社、信託会社等の業務範囲は、従来より厳しく制限されていたが、2009 年 2 月に施行された「資本市場及び金融投資業に関する法律」(資本市場統合法)(Financial

¹⁹ P185-187 BOK “Financial institutions in korea”(2018 年)

²⁰ P185-187 BOK “Financial institutions in korea”(2018 年)

²¹ 現:企画財政部(Ministry of Strategy and Finance)

²² P1-2 FSC “FSS Handbook 2017-2018” (2019 年 1 月 25 日 3

Investment Services and Capital Markets Act, FSCMA)により規制緩和が行われた。具体的には、これらの会社が携わってきた業務を 6 つのカテゴリーに分類し²³、監督当局より適切な承認等を得ることができれば、1 つの機関が複数のカテゴリーの業務を行うことができるようになっている。これにより、銀行と保険を除く資本市場に関わる全ての業務を兼業できるようになったほか、銀行でしかできなかった現金引出し、自動振込みなどの支払決済サービスも証券会社でできるようになった。

なお、資本市場統合法は、2013 年 5 月 28 日に改正され、同年 8 月 29 日に施行されている。主な改正内容は、①韓国を代表する大手投資銀行の発展を促す規定、②少子高齢化を見据えた資産運用業の規制緩和、③資本市場インフラの改革、④直接金融チャネルの多様化、⑤不正取引慣行に対する規制強化、である²⁴。

韓国における金融関連の法令は、国会により制定される法律、国務院により承認される施行令、国務調整室による施行規定、FSC・FSS による規定から成り立っている。施行令や施行規則、監督規定に体系上の違いはあるものの、全て国会が制定した法律を実施、支援するものである。

また、金融委員会の設立等に関する法律により、FSC と FSS の設立や役割が規定されている。FSC は、政府の規制機関として広範な権限が与えられており、金融市場政策の策定、金融機関および金融市場の監督、消費者保護、韓国の金融業界の発展を担っている²⁵。具体的には、金融関連法令改正の提案、規則の策定、免許の付与・取消、主要な執行措置の決定等を行っており、金融関連法案の作成と国会への提出は FSC が行っている。FSC 内には証券先物委員会(Securities and Futures Commission, SFC)が設置されており、証券先物関連の事項は SFC に委譲されている。SFC の任務は、証券先物市場におけるインサイダー取引や市場操作などの市場濫用の調査の指揮、会計基準と監査レビューの確立である。FSS は、健全性監督、資本市場監督、消費者保護²⁶、及び、FSC の委任によりその他の監督・執行を行うこととされている²⁷。

3. 韓国の金融制度の特徴

現地の金融関係者へのヒアリングによると、都市銀行などの大手金融機関はほぼ人口の分布にそって拠点を設置しており、経済や人口が集中しているソウルに支店が集中している。また、貯蓄銀行についてはライセンスで営業地域が定められている。

地方銀行は淘汰が進み現在は5行しか存在しないことから、地方都市においては農協や漁協、信用組合、郵政事業本部等が中心となって金融サービスを提供している。

韓国の金融機関は個人への与信の際に自社の顧客取引データ等に基づいて信用評価を10等級に分類（1が最上位）したCSS(Credit Scoring System)を使用して与信

²³ P30-31 FSS “FSS Handbook 2017-2018” (2019 年 1 月 25 日)

²⁴ 林 宏美「韓国金融投資サービス及び資本市場法改正法案と収益基盤の多様化を目指す韓国の証券会社」野村資本市場研究所『野村資本市場クォーターリー』2011 年秋号

²⁵ FSC ウェブサイト http://www.fsc.go.kr/eng/new_about/whatwedo.jsp?menu=01 (閲覧日：2022 年 2 月 20 日)

²⁶ FSS ウェブサイト http://www.fsc.go.kr/eng/new_about/organization_chart2.jsp?menu=08 (閲覧日：2022 年 2 月 20 日)

²⁷ 金融庁「諸外国における金融制度の概要報告書」大和総研(2017 年 3 月)

の判断を行っている。一般的な銀行は「第一金融圏」と称され、1-4等級に該当する個人を与信の対象としている。個人等級5-6級からは銀行による与信を受けることが難しくなっており、第二金融圏とされるノンバンク(消費者ローン)の利用が進んでいる。ノンバンクは利息が高く、金融サービスの二極化が進んでいる²⁸。

(1) 家計債務問題

韓国では、家計債務の増加傾向が止まらず、経済への重大な脅威になりうるという意味で政府は懸念を抱いている。絶対額では、**2019 年末には 1,600 兆ウォンだったものが、2024 年末には 1,923 兆ウォンまで増加した**²⁹。

債務増加の理由としてはいくつかの要因が挙げられる、一つには2008年以降、韓国銀行の政策金利が一貫して低下を続けたことから、不動産価格が上昇する中で低金利貸し出しに対する需要が増加したことである。第2に、2014年に住宅ローン貸出に関する政府規制が大幅に緩和されたことであり、これが急増の直接の契機といわれている³⁰。銀行の住宅 LTV レシオ(LTV:Loan to Value、担保資産価額に対するローンの比率)、DTI レシオ(DTI:Debt to Income、返済負担率、月々のローン返済額合計/1 カ月の総収入)の緩和等で国民が住宅購入で借金に走った結果、2015年、2016年は家計債務が年10%を超える増加率を記録した。最近では2020年のコロナ・パンデミックも債務増加に一定の効果を果たした。景気低迷などの影響で失業、収入減を経験した国民が自営業開業、リスク資産投資、生活費補填等の目的で行った借入れが2020年の債務増加率(7.9%)に反映されている。

かかる債務状況を憂慮した政府は、債務増加率(対前年比)を2020年の7.9%に対して2021年6%以下、2022年5%以下に抑制することを目的として種々の対応策を講じた。

政府は2021年4月、家計債務の増加を安定的水準で管理し、債務のマクロ経済への影響を回避することを目的として、個別借入人の返済能力に応じたDSR(年間収入に対する元利の要支払額)ルールを導入、ノンバンクローン等への監督厳格化等を骨子とする「家計債務管理計画(Household Debt Management Plan 2021-2023)」を発表した³¹。

2021年7月から40%という厳しいDSRルールが適用される。40%ルールとは、銀行はたとえば年収5,000万ウォンの個人に対して年間の元利払いが2,000万ウォンを超えるようなローンを供与してはならないという趣旨であり、借入人の返済能力が融資判断の重要な指標の一つとなる。率が低いほど銀行融資抑制効果を持つ。経済にとって最も深刻な潜在リスクのひとつとされる家計債務の増大にブレーキをかけるため当局が厳しい融資政策を打ち出したものと受け止められている。

FSSは2021年7月から、住宅ローンに関して40%ルールを適用する範囲を9億ウォン以上の住宅から6億ウォン以上へと対象を広げた。

²⁸ 現地ヒアリングによる。CSSについてはさらに、https://www.koreacb.com/kr/etc/policy_scoring、https://www.niceinfo.co.kr/creditrating/cb_score_1_1.niceなどを参照。

²⁹ <https://www.reuters.com/markets/asia/bank-koreas-chang-says-need-monitor-household-debt-growth-2025-03-19/>

³⁰ “What’s behind S. Korea’s explosive increase in household debt?” (Sept. 14, 2020)

³¹ “Authorities to ease LTV Rules and Enhance Support for Rent to Help Strengthen Housing Ladder”, May 31, 2021

FSS はさらにこの 40%ルールの住宅以外への適用も目指しており、貸付残高が 2 億ウォン以上の顧客に対しては 2022 年 1 月から、貸付残が 1 億ウォン以上の顧客には 2022 年 7 月から適用する。

さらに 2021 年 8 月 26 日、超緩和的金融政策による需要加熱への懸念から韓国銀行は 0.5%という歴史的低水準にあった基準金利を 0.75%へと 3 年ぶりの引き上げを実行した。パンデミック以降、OECD 諸国で初の利上げとなった。その後、11 月 29 日、2022 年 1 月 14 日にそれぞれ 0.25 ポイント引き上げ、2023 年 1 月までに 3.50%まで引き上げられ、**その後は引下げが続き、2025 年 2 月には 2.5%まで引き下げられた。政治不安によって冷え込んだ景気悪化を防止するための策と見られる。**

債務増加抑制のため借入れのハードルを種々引き上げる一方で、2021 年 6 月には、初めて住宅を購入する新婚夫婦や 40 歳未満の国民の金融負担軽減を主旨として最長 40 年のモーゲージ導入を発表した（同年 7 月から施行）。

FSC は、2025 年 2 月の家計債務に関するプレスリリースにおいて、家計債務の増加ペースは管理可能なレベルにとどまっている、としている³²。

(2) 銀行セクターの競争促進策

2022 年 5 月に就任した尹錫悦大統領は 2023 年初頭、銀行セクターに関して、寡占構造に安住し、大きな預貸金利差から安直な利益をむさぼっていると厳しい批判を展開した。それを受けて FSC と FSS は 2 月にタスクフォース設置、競争促進策にかかる議論を経て、2023 年 7 月 5 日、FSC が施策を発表した³³。

同施策は、① 新しいインターネット専業銀行の参入を促す、② 既存地方銀行等に全国展開ライセンスを供与する、③ 外国銀行支店に対する預貸率ルールを緩和する、等を骨子とする。

目的は、規模上位 5 行（KB 国民銀行、新韓銀行、ハナ銀行、ウリィ銀行および専門銀行の農協銀行 NongHyup Bank）が外国銀行支店を含む銀行全体の総資産の 58%、預金額の 71%を占めている寡占状態を打破して競争を促進することにある。

FSC の 2023 年 7 月 5 日のプレスリリースによれば、金融業における競争促進のために以下の諸施策を打ち出していく旨を述べている³⁴。

産業構造の改善、利子システムの改善、損失吸収力・非金利収入の増加、従業員や株主への利益還元、新たな銀行免許供与、ネット専業銀行の創設、貯蓄銀行の M&A 促進、ノンバンクやフィンテック企業と銀行との間の競争促進、金融持株会社の規制改革。

4. 預金保険制度の枠組み

韓国の預金保険は、1995 年 12 月に制定された預金者保護法 (Depositor Protection Act) により、1996 年 6 月に設立された韓国預金保険公社 (Korea Deposit

³²<https://www.fsc.go.kr/eng/pro10101/84127?srchCtgr=&curPage=&srchKey=&srchText=&srchBeginDt=&srchEndDt=>

³³ The Financial Times, “South Korea allows new bank entrants for first time in 30 years”, 5 JULY 2023

³⁴ <https://www.fsc.go.kr/eng/pro10101/80334>

Insurance Corporation, KDIC)が提供している³⁵。

対象金融機関は、銀行、相互貯蓄銀行、外国銀行支店であるが、証券会社、保険会社(生命保険会社、損害保険会社)等も保護の対象とされており、国内で営業している金融機関がほぼ全てが含まれている。対象預金は、当座預金、普通預金、定期預金、元本保証のある金銭信託、外貨預金、積立預金、とされている³⁶。

KDICが保護する保証限度額は2001年以降、1金融機関の預金者1人あたり5,000万ウォンである³⁷。信用組合については、KDICではなく、韓国信用組合連合会(National Credit Union Federation of Korea)が預金保険を提供しており、その保証限度額は、KDICと同額の5,000万ウォンである。なお、郵便貯金については、韓国政府が100%保証しているため、KDICの保護対象とはならない。

相次ぐ相互貯蓄銀行の破綻を背景に、2011年4月、相互貯蓄銀行の金融面での健全性を回復するため相互貯蓄銀行向けの特別保証勘定(the special account for mutual savings banks)が設置された。この特別勘定の設置は、2026年12月末までの一時的な措置となっている。預金保険に加入している金融機関の数は、286(銀行、証券会社等の金融投資会社、保険会社、マーチャント・バンク、相互貯蓄銀行が含まれる)である(2023年9月末)³⁸。

³⁵ P5 FSS “FSS Handbook 2017-2018”(2019年1月25日)

³⁶ 韓国預金保険機構 (KDIC) HP より

³⁷ 預韓国預金保険機構 (KDIC) HP より

³⁸ 韓国預金保険機構 (KDIC) HP より

第 2 章 郵便貯金の概要

1. 設立目的・沿革概要

韓国の郵便貯金業務(postal savings services)は、2013 年 3 月 23 日以降、省庁再編により新たに創設された未来創造科学部(Ministry of Science, ICT and Future Planning, MSIP)の管轄下にある国営の郵政事業本部(Korea Post)の一業務として運営されていたが³⁹、2017 年 7 月、MSIP が廃止され、新たに科学技術情報通信部(Ministry of Science and ICT, MSIT)が創設された結果、この MSIT の管轄下に置かれることとなった⁴⁰。郵政事業本部は、郵便貯金業務の他に、生命保険業務(postal insurance services)、郵便業務(postal services)の 2 事業を合わせた 3 事業を一体的に独立採算制のもとで運営している⁴¹。郵便貯金は、1905 年に為替業務と同時に導入されたものの、長い間経営不振が続いたこと、農村地域において農協等と競合したこともあり、1977 年に農業協同組合に移管された。1980 年代に入り、公社化、郵政財政の健全化等のため郵便貯金を再興することとし、1982 年に「郵政貯金保険に関する法律」が制定され、再び郵便局窓口での取扱いが開始された⁴²。

国営である郵政事業本部の金融業務は、大韓民国監査院(Board of Audit and Inspection of Korea)によって会計検査等が実施される⁴³。

2. 経営形態

郵政事業本部は郵便、貯金、保険の 3 事業を一体的に運営し、それぞれ郵務局、郵便貯金局、郵便保険局等の部局を有する独立採算制のかたちをとっている。このほか、地方組織として 9 つの郵政局(Regional Office)、3,348 の大小の郵便局を有している^{44,45}。

³⁹ Korea Post は 2008 年 2 月 29 日以降、知識経済部(Ministry of Knowledge Economy)傘下に置かれていた

⁴⁰ Korea Post Annual Report 2018

⁴¹ P7 Korea Post “Annual Report 2017”

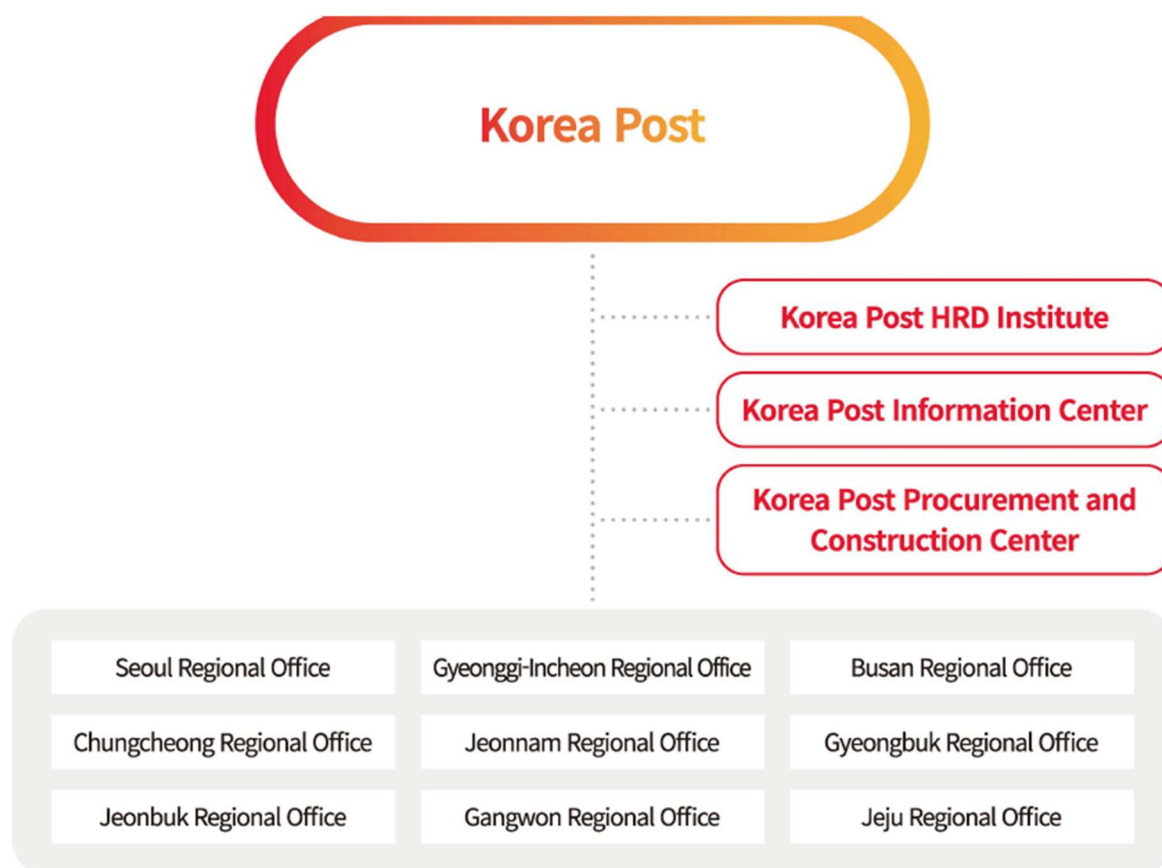
⁴² P188-189 BOK “Financial institutions in Korea”(2018 年)

⁴³ 大韓民国監査院ウェブサイト http://english.bai.go.kr/bai_eng/html/about/responsibilities.do?mdex=bai_eng8 (閲覧日：2021 年 8 月 19 日)

⁴⁴ ソウル、イチョン(利子)、プサン(釜山)、チュンチョン(忠清)、チョンナム(全南)、キョンブク(慶北)、チョンブク(全北)、カンウォン(江原)、チェジュ(済州)

⁴⁵ 2023 Korea Post Annual Report

図表 1: 郵政事業本部(Korea Post)の組織図 (2023 年末)



(出所) 2023 Korea Post Annual Report

3. 金融サービス提供の形態

(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係

既述のように、韓国では郵政事業本部（Korea Post）が郵便事業の他に郵便貯金、保険の金融 2 事業を合わせた 3 事業を自ら一体的に展開している。現在、42 種の預金商品を提供している⁴⁶。

(2) 直営店、委託店における金融サービスの提供状況

郵政事業本部は、2023 年 12 月末で全国に 3,348 の郵便局を配置している。そのうち直営局は 1,836 で委託局が 1,512 局（特別局 697、契約局 815）であり、直営局 1,836 局と特別局 697 局、計 2,533 局では、金融サービスの取扱いを行っている。

なお、金融のユニバーサルサービス義務は課されていない。

⁴⁶ <https://www.koreapost.go.kr/kpost/subIndex/4247.do?pSiteIdx=128>

(3) 郵政事業本部（Korea Post）の経営状況

韓国において急速に進むDXに押される形で伝統的な郵便サービスは衰退の一途にある⁴⁷。一人当たり平均郵便量はすでに 2007 年にピークを打っており、扱い郵便量は 2019 年まで 9 年連続で着実に減少を続け、同じく 9 年連続で赤字を計上するなど、衰退に歯止めがかからない状態にある。そのような状況にも拘らず、郵便局員の長時間労働が過酷な就労条件を招いているとの批判を受けて 2017-19 年の 3 年間で郵便局スタッフを 3,000 人近く増員せざるを得なかったことがさらに財務負担を増した。

郵政事業本部は配達員の労働環境改善に向けたプロジェクト（郵便事業の自動化・無人化）を進めており、2022 年 5 月、ソウル大学校で配達車両の自動運転化、郵便物受け渡しの無人化のデモンストレーションを行った⁴⁸。郵政事業本部は 2020 年 4 月以降、自動化・無人化実現のための技術に 3 年計画で 160 億ウォンを投資してきた。

郵政事業本部は、(i) DX の進展に伴い、時代遅れとなった郵便局の金融システムを完全に再構築することを目的として、2020 年 11 月から「包括的次世代金融システム構築（comprehensive, next-generation financial system construction）」プロジェクトに着手し、(ii) 2022 年 11 月以降、老朽店舗をリニューアルし、コミュニティスペースを備えた新しいオフィスに改修する計画を進めている。

また、郵便施設や従業員の安全性の確保のために、AI ベースのマネージメントシステムを導入した。

さらに、「Optional Registered Mail」という、受取人が二度不在の場合に差出人に戻さず郵便局に留め置くサービスの導入、小包・書留・国際郵便について郵便局に来なくても差し出すことができるチャンネルを増やす等の施策を打ち出している⁴⁹。

(4) 店舗・ATM の配置戦略

<店舗>

郵政事業本部は、2023 年 12 月末で全国に 3,348 の郵便局を配置している。そのうち直営局は 1,836 局で委託局が 1,512（特別局 697、契約局 815）である。銀行の支店閉鎖が問題となっているが、郵便局直営局もこの数年、徐々に店舗数を減らしてきている（図表 2）。

⁴⁷ Korean Bizwire “Postal Service on the Brink of Collapse”, 21 July 2020

⁴⁸ “Free Bank Services to be Available at Postal Offices from November”, 01 August 2022
“Korea Post Annual Report 2022”

⁴⁹ 2023 Korea Post Annual Report

図表 2: 郵便局店舗数の推移

	総計	直営局	委託局		
			特別局	契約局	小計
2019 年 12 月	3,429	1,933	726	770	1,496
2020 年 12 月	3,405	1,886	720	799	1,519
2021 年 12 月	3,386	1,865	712	809	1,521
2022 年 12 月	3,367	1,859	704	804	1,508
2023 年 12 月	3,348	1,836	697	815	1,512

(出所) Korea Post Annual Report 各年版

図表 3: 郵便局の地域別配置図 (2012 年末)

(店)	ソウル	キョンイン (京仁)	プサン (釜山)	チュンチョン (忠清)	チョンナム (全南)	キョンブク (慶北)	チョンブク (全北)	カンウォン (江原)	チェジュ (済州)	合計	
										店舗数	構成比
大都市	254	62	163	70	62	87	0	0	0	698	25.2%
中・小都市	0	179	79	68	46	62	64	50	17	565	20.4%
農村地域	0	168	230	295	244	259	165	125	20	1,506	54.4%
合計	254	409	472	433	352	408	229	175	37	2,769	100.0%

(注) 2013 年以降については、開示データが確認できなかった。

(出所) P21 Korea Post “2012 Korea Post Annual Report”をもとに作成

<ATM>

2014 年以降は ATM 台数に関連した開示がないが、高コストの維持費を軽減するため公共性に配慮しつつ削減の方向のようである。

図表 4: 365 日稼働の ATM 設置状況

365日稼働CD/ATMの新規設置台数										
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	合計		
設置台数	1,078	120	71	132	133	98	76	1,708		
(注) 2014 年は7月末時点										
各地の365日稼働CD/ATMの設置状況										
	ソウル	キョンイン (京仁)	プサン (釜山)	チュンチョン (忠清)	チョンナム (全南)	キョンブク (慶北)	チョンブク (全北)	カンウォン (江原)	チェジュ (済州)	合計
設置台数	178	309	267	245	179	197	123	114	20	1,632
(注) 2013 年末時点										

(注) 2014 年以降の年報には開示されていない。ヒアリングによると、ATM は、約 1,740 台とのことであるが、稼働時間や地域別の台数は不明 (2017 年 11 月時点)。

(出所) Korea Post Annual Report 2013 をもとに作成

(5) DX の推進

金融環境におけるモバイル志向の高まりに呼応して、郵政事業本部は 2019 年 11

月、郵便局スマートバンキングの再構築を行った⁵⁰。

単純な認証システムを導入することによって、PIN 番号だけでスマートバンキングを利用することができ、セキュリティカードも OTP(one time password)も必要とせずに 1 日 1,000 万ウォンまで送金することもできる。セキュリティカードや OTP は資金の移動のみならず、商品の購入や公共料金支払いサービスにも必要とされない。

郵政事業本部は電話番号による資金移動を新しい機能として追加した。これは相手の口座番号を知らなくてもモバイル電話番号があれば送金が可能になるというもの。資金を受け取る人間も別途 APP をインストールしたり郵便局に口座を所有していることは必要ではなく、どの銀行口座でも資金を受け取れる。同様に、引き出し機能のスマート化によって郵便局の ATM でキャッシュカードなしでも現金を引き出せるようになった。

なお、FSC は 2019 年 2 月、Korea Financial Telecommunications and Clearings Institute (KFTC) や Financial Security Institute (FSI) などの関連機関と協力して、合理的で公正な競争の場を作るための金融決済インフラストラクチャの革新に関するポリシーを発表した。新しく革新的で包括的な金融サービスを提供する取り組みの一環として、オープンバンキングプラットフォームが確立されることとなった。

オープンバンキングプラットフォームは、銀行セクターの共同オープン・インフラストラクチャーであり、標準化されたオープン API にアクセスするだけで、18 の銀行すべての口座の照会と転送を行うことが可能になる。

政府は、2019 年に導入されたオープンバンキングに参加する金融機関の範囲について、郵便局をはじめとする非銀行にも拡大することを計画、2020 年 12 月、郵便局オープンバンキングサービスが開始された⁵¹。KFTC が監督する open banking joint payment system を通じて、すべての個人顧客に非接触型送金手数料を 100% 免除することによって、一般公衆および金融的弱者に対して、便利で安定した金融サービスを提供している。

4. 預金業務概要

郵政事業本部は、預金業務を約 2,533 の郵便局において全国的に展開している(2023 年末)。なお、預金業務を行う郵便局の地域別内訳のデータは 2012 年までしか開示されていないため、ここでは参考までに 2012 年の数値を記載する。2012 年は 2,769 ある預金を扱う郵便局の内、1/4 にあたる 698 店舗は大都市に、2 割の 565 店舗は中・小都市に、5 割強の 1,506 店舗が農村地域に配置されていた⁵²。

郵政事業本部の預金商品は最新時点で 42 種類あり、その内訳は、普通預金(Demand deposits)が 19 商品、定期預金(Time deposits)が 12 商品、積立預金(Installment savings)が 10 商品、その他(Repurchase Agreements)が 1 商品となっている⁵³。

⁵⁰ Korea Post Annual Report 2019

⁵¹ Korea Post Annual Report 2020

⁵² P21 Korea Post “2012 Korea Post Annual Report”(2013 年以降については、開示データが確認できなかった。

⁵³ <https://www.koreapost.go.kr/kpost/subIndex/4247.do?pSiteIdx=128> (閲覧日：2025 年 4 月 15 日)

また、2018 年の預金残高は 69.8 兆ウォン⁵⁴、預金者の数は 1,429 万人に達する⁵⁵（なお、それ以降のアニユアルレポートや HP にはこれらの情報は掲載されていない）。

郵政事業本部は、国営事業体として、郵便貯金の信頼性の向上、電話による金融詐欺の顧客ダメージを最小限に抑えるため努力を重ねてきた。増大する voice phishing（音声を使用して攻撃を仕掛けてくる詐欺）犯罪の防止のため、手口の種類、実例、予防法等を解説した冊子 Voice Phishing Damage Prevention Case Book を 2021 年に発行した。2022 年には、顧客が詐欺を事前に察知して回避できるよう、全国すべての郵便局に注意喚起の資料を備置したほか、詐欺防止の日を設定するなど種々のキャンペーンを展開した⁵⁶。かかる努力の成果として、voice phishing の犯罪件数は 2019 年の 37,667 件から 22 年の 21,832 件まで毎年減少しているほか、被害金額も 2022 年は前年の 7,744 億ウォンから 5,438 億ウォンへと大きく減少した⁵⁷。

5. 口座維持手数料等の導入状況

郵政事業本部の預金口座には、口座維持手数料は課されていない。

6. リスク性金融商品概要

郵便局窓口では、リスク性金融商品は取り扱っていない。

7. 貸付業務概要

郵政事業本部は個人、法人向けのローンは提供していない。2020 年の貸付残高は 4,000 億ウォンであるが、その内訳は小切手の当座貸越となっている。

8. 金融包摂への取り組み

第 4 章「2.郵便局金融を含めた金融包摂」を参照。

9. 送金・決済業務概要

郵政事業本部の送金業務としては国内為替と国際送金の両方を行っている。

2016 年、郵政事業本部は「ポスト・ペイ」と呼ばれる簡易送金・決済サービスを利用できるスマートフォンアプリを提供開始した。これによると、公的証明書がなくても、相手方の携帯電話番号さえあれば、スマートフォンを使って慶弔金などを手軽に送金できる。金融機関の支店から遠く離れている地方に住む人々に

⁵⁴ Korea Post “Annual Report 2018”

⁵⁵ Korea Post “Annual Report 2018”

⁵⁶ Korea Post “Annual Report 2022”

⁵⁷ Korea Post “Annual Report 2022”, p.29

とって、ポスト・ペイは、送金・決済を手軽に行うことができるアプリとなっている。また、ポスト・ペイには、ダッチペイ(Dutch pay)と呼ばれる機能がある。これは支払いを行う時に、複数のユーザーが分けて支払う割り勘をしやすくするための機能である⁵⁸。

郵政事業本部は 2018 年、仁川国際空港の郵便局のみで扱っていた外国為替サービスを一気に全国 18 局に、また取り扱い外貨を従来の 4 種類から 10 種類に増やした⁵⁹。翌 2019 年には、国外送金限度額の引き上げ(3,000→5,000 ドル)、外為サービス取扱い郵便局数の増加(18 局→22 局)など、外為サービスの改良と拡張が進められた⁶⁰。

Korea Post は 2020 年に民間企業との提携を通じてフィンテックタイプの少額海外送金サービス開始を計画した。これは送金手数料や為替レートを顧客に有利な条件にすることを狙ったものである。このサービスは Post Office Savings Mobile App を通じて、2021 年上半期に提供開始の予定とされていた⁶¹。

10. インターネットバンキング

郵政事業本部は総合的な個人向け金融サービスを提供している。また、「CyberKorea21」計画(国家計画の一つ)の一部として設立された「e-POSTBANK」サービスも提供している。これにより、顧客は郵便局を訪れなくても、パソコン操作によりインターネットバンキングサービスを享受できる。「e-POSTBANK」で可能なサービスとしては、資金振替、アカウントアクティビティ(ログイン履歴や入出金の操作履歴の確認)、顧客情報確認、その他のバンキング関連サービスである⁶²。郵便貯金に関する金融サービス(残高照会、送金等)は、郵便局窓口のほか、郵政事業本部が運営している金融サービスのポータルサイト「Ever Rich」で提供されている⁶³。

⁵⁸ P40 KOREA POST “Annual Report 2016”

⁵⁹ Korea Post Annual Report 2018

⁶⁰ Korea Post Annual Report 2019

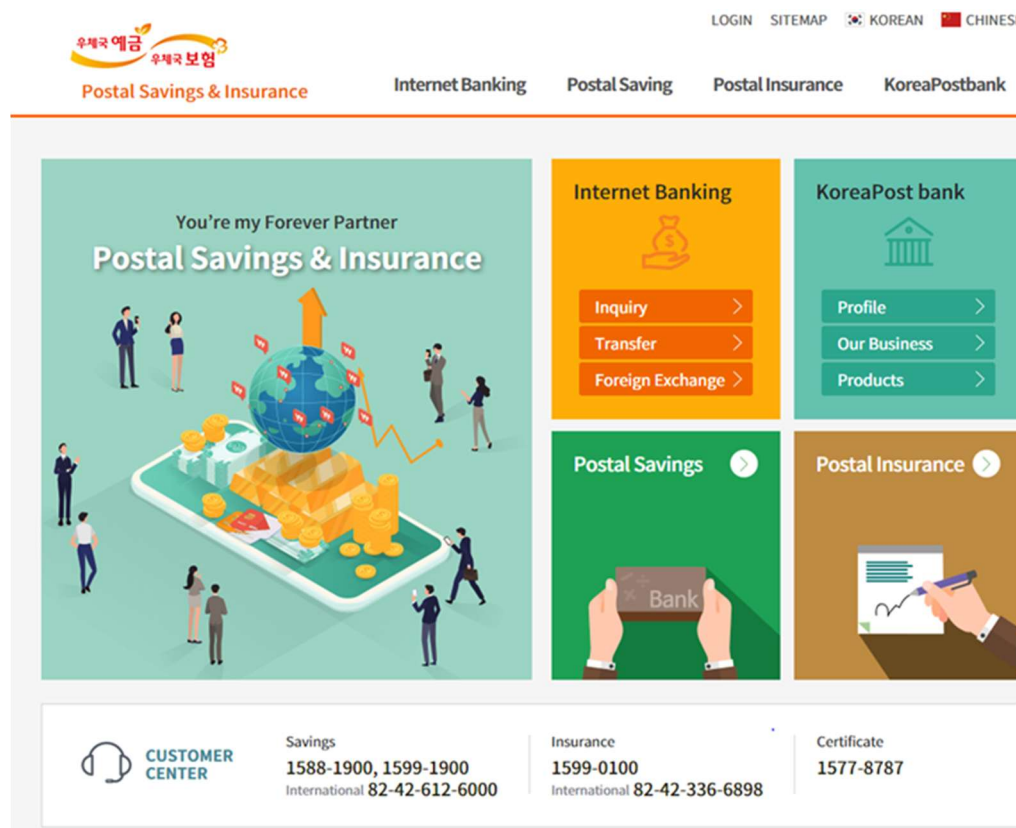
⁶¹ P25 KOREA POST “Annual Report 2020”

注：2021 年以降のアンニュアルレポートでは、最新の情報は確認できていない

⁶² News World “Korea Post Provides ‘Customers in Mind’ Delivery Services” (2016 年 12 月 3 日)

⁶³ Korea Post ウェブサイト <https://epostbank.go.kr/>(閲覧日：2021 年 9 月 1 日)

図表 5: 郵政事業本部の金融サービスのポータルサイト「Ever Rich」



(出所)Ever Rich ウェブサイト <http://www.epostbank.go.kr/>より引用 (閲覧日:2020 年 8 月 30 日)

預金通帳が発行されないインターネットバンキング専用商品の e-POSTBANK 預金の利用者については、e ポストキャッシュカード、チェックカード、その他提携カードを用いて、郵便局だけでなく、地下鉄の駅などの公的機関にある Han-Net、韓国電子金融などのオンライン接続業者が金融機関と提携する形で運営する共同 ATM 機を通じて、口座からお金を引き出したり、口座を確認したりすることができる。さらに、e ポスト家計チェックアカウントの保有者は、1,500 万ウォンまでの借入れが可能だ⁶⁴。こうした e-banking のサービス登録者は着実に増加しており、2017 年には約 815 万人にのぼった⁶⁵。

11. 国際業務概要

郵政事業本部が展開している国際送金業務については、第 2 章 9「送金・決済業務概要」を参照。

12. 付随業務

郵政事業本部は 2013 年より郵便局において MVNO(Mobile Virtual Network

⁶⁴ 郵政事業本部ウェブサイト <https://epostbank.go.kr/>(閲覧日：2019 年 12 月 12 日)

⁶⁵ P11 Korea Post “Annual Report 2017”

Operator)による格安スマートフォン「Altteul Phone」の委託販売に乗り出している。政府機関であり全国展開する郵便局が販売を代行することで、格安スマートフォンに対する国民の信頼性が向上、利用者が急速に増加した結果、2018年の利用者数は87万人に達した⁶⁶。こうした格安スマートフォン委託販売事業は、家計の通信料の削減、中小規模のビジネスの育成、「Altteul Phone」市場の活性化に貢献している

2018年に、サービスプロバイダー3社が追加されて、現在、Korea Post MVNOサービスはサービスプロバイダー12社の体制となっている

13. 資金運用

郵政事業本部が運営する金融業務は、郵便貯金と郵便保険であり、本部内の郵便貯金基金運用チーム(The Postal Savings Fund Management team)及び郵便保険アセット・マネジメント・チーム(the Postal Insurance Asset Management team)が、それぞれ資金運用を行っている。

郵政事業本部の主要な運用手段は国債であるものの、近年の低成長・低金利のトレンドを背景に、一部、オルタナティブ投資と呼ばれる海外資産などの中リスク投資を始めるなど、運用手段の多様化を進めている。例えば、2015年末に郵便事業本部が運用する資産108.4兆ウォンのうち、45.9兆ウォンが郵便保険部門により、62.5兆ウォンが郵便貯金部門により運用されていたが、郵便貯金部門の運用額の15.3%が海外に投資された。その割合は2012年には9.1%、2014年には12.1%であったことから、徐々に海外の比率が高まっていることがみてとれる。また郵便保険部門についても、海外投資の割合が2012年の14.9%から2015年末には25.2%に上昇している⁶⁷。さらに、グローバル資産運用に精通したヘッジファンドマネジャーを雇用するといった取り組みも実施している⁶⁸。

また、報道によると、2016年にはアマゾンが本社を置くマンハッタンの12階建てビルディングに3,000億ウォンの投資を行うなど、不動産投資も積極的に行った⁶⁹。

郵政事業本部の郵便保険アセット・マネジメント・チームは、独特の投資戦略で収益を上げているDominus InvestmentとLindman Asia Investmentを国内私募ファンド委託運用会社として選定し、各社に300億ウォンずつ運用を任せると発表した⁷⁰。前者は主に転換社債(CB)、ワラント債、他社株転換債(EB)などへ投資しており、後者は中国関連の投資に強いとされている。

2017年度のAnnual Reportによると、郵政事業本部は、世界的な低金利環境への対応と安定的な収益確保の観点から、5年間の中期的な資産配分に関する計画を策定した。2017年は、この計画に基づき、中リスク・中収益の海外投資およびオルタナティブ投資を削減する一方、規制の安定性が高い先進国の資産に新たに投資することにより、オルタナティブ投資を拡大させた。また、ターゲット資産の拡大や多様な投資戦略により、ポートフォリオの多様化を図っている。

⁶⁶ Korea Post “Annual Report 2018”

⁶⁷ Korea Herald “Korea Post to invest more in foreign, alternative assets”(2016年7月28日)

⁶⁸ P24 Korea Post “2015 Korea Post Annual Report”

⁶⁹ Pulse “Korea’s postal service invest \$ 251.8 mn in Amazon NY bldg”(2016年6月2日)

⁷⁰ The Korea Herald “Korea Post chooses Dominus, Lindman Asia to manage PEFs”(2016年7月4日)

報道によると、郵政事業本部の郵貯部門は 2025 年までに 40 億ドルの実物資産エクスポージャーを追加する方針である。郵貯部門の責任者は、伝統的な資産（とくに債券）と振り替える形で実物資産投資が増えていくと語っている。

欧米の不動産&インフラ資産が現在、資金運用の 5%を占めているが、今後 5 年で実物への資産配分を現在の倍の 10%まで引き上げると述べた⁷¹。

14. 窓口取扱時間

郵政事業本部の HP によると⁷²、郵便サービスの窓口取扱時間は、原則として月～金（平日）の 9:00～18:00（土日祝日は利用不可）である（屋外の無人郵便窓口は年中無休で 8:00～22:00）。

金融サービスも、郵便サービスと同じく月～金（平日）の 9:00～18:00（土日祝日は利用不可）となっている。

15. 他行、地域金融機関等との協業ビジネスの展開

2022 年 6 月 16 日、郵政事業本部（Korea Post）、商業銀行上位 4 行（KB 国民銀行、新韓銀行、ハナ銀行、ウリィ銀行）および銀行間の資金決済などを仲介する KFTC は、銀行サービスの一部を郵便局に委託する覚書 MOU を締結した⁷³。同年 11 月から、4 行の顧客は、金融サービスを扱う全国 2,500 余の郵便局窓口で、預金、現金引き出し、ATM 等の銀行サービスを利用することができるようになった。この取引は、オンライン化・デジタル化の急速な浸透、銀行支店網の相次ぐ縮小でオフラインのアクセスを失う高齢者が増加するなか、オフラインのアクセスもしかるべく確保・保持・改善することが重要とする政府の意向を反映したものとなっている。

郵政事業本部は 2022 年 6 月の時点で、Citibank、Industrial Bank of Korea、Korea Development Bank、Jeonbuk の 4 行と提携していたが、上記協定により、郵便局が銀行サービス提供の協定を結んだ銀行は 8 行に増え、公的な金融サービスハブとしてのポジションが強化された。

16. 財務諸表

2021 年における郵政事業本部の郵便貯金部門の総資産は 92.4 兆ウォン、2022 年は 92.8 兆ウォンであった。

詳細な財務諸表は 2018 年までしか開示されておらず、2019 年以降の年報では 3 つの事業セクション毎の極めて簡単なバランスシートしか開示されていないため、それを参考まで図表 6 に転記する。

⁷¹ “The Korea Post Savings to double real asset allocation to 10%”, Jan. 2021

⁷² <https://www.koreapost.go.kr/kpost/subIndex/130.do>（閲覧日：2024 年 1 月 7 日）

⁷³ “Post Office-Bank partnership expanded to improve offline access to banking services”, 17 June 2022

図表 6: 郵政事業本部の事業別バランスシート

郵便事業の special account (単位 : 10 億ウォン)

	2019	2020	2021	2022	2023
総資産	7,392	7,553	8,257	8,429	8,454
流動資産	223	272	410	673	732
投資資産	103	95	169	79	73
有形固定資産	7,042	7,171	7,668	7,662	7,637
総負債	1,393	1,469	1,439	1,533	1,674
純資本	5,999	6,084	6,817	6,896	6,779

郵便貯金の special account (単位 : 10 億ウォン)

	2019	2020	2021	2022	2023
総資産	85,350	89,704	92,376	92,847	96,956
流動資産	27,669	33,998	32,302	28,381	28,063
投資資産	55,480	53,506	57,733	62,091	66,422
総負債	78,421	80,562	80,441	82,952	85,922
純資本	6,929	9,142	11,935	9,895	11,033

郵便保険の special account (単位 : 10 億ウォン)

	2019	2020	2021	2022	2023
総資産	57,727	60,897	63,706	61,152	62,649
流動資産	8,847	9,241	8,574	8,003	8,800
投資資産	48,643	51,377	54,824	52,845	53,548
総負債	54,041	56,219	57,942	56,507	57,131
純資本	3,686	4,678	5,764	4,645	5,518

(出所) Korea Post Annual Report 2019~2023

第3章 民間リテール金融機関の概要

2022年12月時点の総資産でみた民間商業銀行の上位3行は、KB Kookmin Bank（KB 国民銀行）、Shinhan Bank（新韓銀行）および Hana Bank（ハナ銀行）である。

1. KB フィナンシャルグループ

KB 国民銀行の前身は、1963年に政府系金融機関として設立された国民銀行である。1995年の金融制度改革で市中銀行となり、その後、アジア通貨危機後の2001年に韓国住宅銀行との合併で現在のKB 国民銀行となった。韓国証券取引所とニューヨーク証券取引所に株式を上場している。KB 国民銀行は、韓国最大の顧客基盤および支店網を有する総合金融グループであるKB フィナンシャルグループ傘下の銀行となる。

(1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア

KB 国民銀行は、2024年12月末の総資産で商業銀行（都市銀行、地方銀行、外国銀行支店）の18.5%、預金残高で同21.5%のシェアを占める⁷⁴。

図表 7: KB フィナンシャルグループの総資産、融資残高、預金残高

(単位：兆ウォン)

	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月
総資産	610.7	663.9	701.2	715.7
融資残高	377.2	417.9	436.5	444.8
預金残高	338.6	372.0	388.9	406.5

(出所) KB Financial Group Annual Report 各年版

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

図表 8: KB 国民銀行の預金利子、融資条件等⁷⁵

預金

普通預金	利率不明	
国民スーパー定期預金 (満期支払い式)	利率不明	

融資

KB 預金担保ローン	預金金利++ 1.0%p~1.5%p p.a. ローン金額：預金残額の最大 95%	定期預金/積金を担保として提供する KB 貯蓄口座保有顧客
------------	--	-------------------------------

(出所) 国民銀行ホームページ (閲覧日：2025年4月21日)

⁷⁴ FSS Financial Statistics Information System

⁷⁵ 口座維持手数料は確認できなかった。

(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等

KB 国民銀行は、預金（要求払預金、積立預金、定期預金）、貸付（個人ローン、モーゲージ、預金担保ローン）、保険、e-バンキング（モバイルバンキング、テレバンキング）、外貨預金等の商品・サービスを提供している。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

2023 年の年報によると、2023 年 12 月時点、KB フィナンシャルグループの主要子会社は銀行（KB 国民銀行）、証券、保険、カード等、12 社であった⁷⁶。

KB 国民銀行による他機関への出資のトレンドとしては、①地元金融機関との提携及び株式取得による東南アジア市場への進出、②戦略的な投資実行、③新領域での持続的成長支援、が挙げられる⁷⁷。

<カカオバンク>

KB 国民銀行の重要な投資先としてはインターネット専門銀行のカカオバンクがある（持ち株比率は 9.3%で第 3 位の株主）。カカオバンクが上場を果たせば、その評価額次第ではあるが国民銀行には 1 兆ウォンを超える評価益が出るとも言われている。

<プラサック カンボジア>

KB 国民銀行は海外への進出では、東南アジアへの進出を活発化させている。2019 年 12 月にカンボジア最大手のマイクロファイナンス機関（MFI）であるプラサックの株式 70%をスリランカの複合企業（コングロマリット）LCLO から購入することで合意したことを発表、2020 年 4 月、取得を完了。残り 30%も既存株主から 2 年以内に買い取る予定としていたが、1 年半後の 2021 年 10 月 20 日、100%買収完了を発表した⁷⁸。

<Bukopin インドネシア>

2021 年 6 月、インドネシアの銀行 Bank Bukopin の majority 株主になった。ライツオフリング「新株予約権無償割当」への参加で Bukopin の 51%を取得、最大株主になった。

2024 年の方針は、①Bank Bukopin の収益化、②プラサック銀行の機能強化、③ポーランドデスクの設置（東欧市場開拓の足がかり）、である⁷⁹。

(5)ESG 投資

KB 国民銀行を中核とする KB フィナンシャルグループは、2019 年 9 月、責任銀行原則（PRB : Principle for Responsible Banking）の署名機関となった。気候変動戦略に関しては、2021 年 2 月には赤道原則（Equator Principle）を採択した。同年 4 月、NZBA（Net Zero Banking Alliance）に加盟した。

⁷⁶ KB Financial Group Annual Report 2023 P52

⁷⁷ KB Financial Group Annual Report 2023 P38

⁷⁸ The Korea Herald “KB Kookmin acquires remaining stake in Cambodia’s Prasac Microfinance”, 20 October 2021

⁷⁹ KB Financial Group Annual Report 2023 P40

KB フィナンシャルグループは ESG 戦略として以下を掲げている⁸⁰。

① “KB Green Wave 2030” strategy

KB フィナンシャルグループは、ESG ファイナンスの強化を目的として、“KB Green Wave 2030” strategy を策定し、2030 年までに ESG 関連商品、融資、投資を 50 兆ウォン（うち環境分野へ 25 兆ウォン）に拡張する計画である。2022 年 12 月末時点で、前述の商品、融資、投資は 32.2 兆に達している（環境 14 兆ウォン、社会 16.1 兆ウォン）⁸¹。

② NET ZERO S.T.A.R.

社内の炭素排出、投融資ポートフォリオにおける炭素排出（financed emission）両方のネットゼロを目指す取り組み。

社内排出については 2030 年までに 42%削減、2040 年までにゼロ排出達成、ポートフォリオにおける排出については 2030 年までに 33.3%削減、2050 年までにゼロ排出達成を目標とする。後者は SBTi のスタンダードを用いて設定され、2021 年に SBTi の承認を受けており⁸²、単なる KB フィナンシャルグループの宣言というよりも客観的で信頼性の高い数値であるとしている。

2023 年の Sustainability report によれば、社内排出を 2040 年までにゼロとし、融資先の排出を 2050 年までにゼロとする目標が掲げられている⁸³。

③ KB Diversity 2027

KB フィナンシャルグループの中長期的に社会階級・ジェンダーのダイバーシティを進める方策として 2022 年 6 月、KB Diversity 2027 を掲げている。2027 年までに従業員の 15%を社会的に恵まれない階級出身者とし、中間管理職の 20%を女性とする等の目標を掲げる。

2023 年の Sustainability report によれば、2027 年までに女性リーダーを 20%、女性チームリーダーを 30%とする目標を掲げている⁸⁴。

(6) TCFD 提言への対応

KB フィナンシャルグループは 2018 年 10 月、TCFD 提言への賛同を表明した。

また、2021 年には韓国の金融機関として初めて TCFD Report を発表し、地球温暖化防止のための取り組みを行っている。

2. 新韓フィナンシャルグループ

新韓銀行（Shinhan Bank）は、設立 1897 年（前身の漢城銀行設立）。1982 年

⁸⁰ KB Financial Group 2022 Green Wave Report

⁸¹ “2022 KB Financial Group Sustainability Report”, p.38

⁸² SBTi（Science-Based Targets initiative）：科学と整合した温室効果ガスの削減目標を企業が公的に宣言・設定・実行していくことで「パリ協定」で掲げた「世界の平均気温上昇を 2℃未満に抑える」という目標を達成するための取り組みのこと。WWF、CDP、世界資源研究所（WRI）、国連グローバル・コンパクトによる共同イニシアティブ。SBTi は企業に対し、どれだけの量の温室効果ガスをいつまでに削減しなければならないのか、科学的知見と整合した目標（Science-based target）を設定することを支援・認定している。

⁸³ KBFG 2023 Sustainability report P8

⁸⁴ KBFG 2023 Sustainability report P114

に韓国初の純民間資本銀行として新韓銀行が創立された。韓国外 20 ヶ国 157 店舗の海外ネットワークを保有する。新韓フィナンシャルグループは 1982 年に新韓銀行を母体として発足し、2001 年に持株会社体制へと転換した。銀行の全株式を新韓フィナンシャルグループが保有し、韓国証券取引所とニューヨーク証券取引所（2003 年）に株式を上場している。

(1) 総資産、預金残高、融資残高、市場シェア

新韓銀行は、2022 年 12 月末の総資産で商業銀行（都市銀行、地方銀行、外国銀行支店）の 16.5%、預金残高で同 19.8% のシェアを占める⁸⁵。

図表 9: 新韓フィナンシャルグループの総資産、融資残高、預金残高

(単位：兆ウォン)

	2020	2021	2022	2023
総資産	605.2	648.2	675.9	691.8
融資残高	356.2	389.1	412.3	411.7
預金残高	326.4	364.9	383.0	381.5.9

(出所) Shinhan Financial Group Annual Report 2020-2023

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状

図表 10: 新韓銀行の預金利子、融資条件等⁸⁶

預金

ドリーム定期預金	加入期間：最長 5 年 加入金額：300 万ウォン以上 金利：1.8%~2.4%	毎年、営業店訪問なしで変動金利で自動回転する
----------	--	------------------------

融資

新韓住宅ローン	不動産価格の 50~70% 融資	
---------	------------------	--

(出所) 新韓銀行ホームページ (閲覧日：2025 年 4 月 21 日)

(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）

新韓銀行は、貯蓄口座（普通預金、定期預金、積立預金）、貸付（住宅ローン、“Chon-sae”ローン、個人信用ローン）、投資オプション（低リスク（固定金利）オプション、高リスク（変動金利）オプション）、国際業務（海外送金、外国為替、外貨両替）。ネットバンク等の商品・サービスを提供している。

(4) 子会社、関連会社への出資状況

新韓フィナンシャルグループの 2023 年の年次報告書によると⁸⁷、2023 年末時点

⁸⁵ FSS Financial Statistics Information System

⁸⁶ 口座維持手数料は確認できなかった。

⁸⁷ Shinhan Financial Group Annual Report 2022

で同グループの子会社（subsidiary）は 16 社であった。

<ベトナム>

ベトナムのモバイル決済市場は政府の後押しもあって急速に伸張している。新韓フィナンシャルグループは同国のフィンテック市場でのプレゼンス拡張に注力中。1993 年に韓国の銀行としてトップを切ってベトナムに進出。新韓銀行ベトナム（現在、ベトナム資本以外の銀行ではベトナム最大）は 2018 年、地場の MoMo e-wallet と提携して MoMo ID overseas remittance service を立ち上げた。韓国で就労/勉強するベトナム人が韓国の新韓銀行から在ベトナムの受取人の MoMo e-wallet アプリへ送金することを可能にする。受取人は銀行口座に移すこともできるし、そのまま様々な支払いに使うこともできる。

(5) ESG 投資

新韓フィナンシャルグループは、2019 年 9 月 22 日、ハナフィナンシャルグループと並んで責任銀行原則の創設署名機関となり、2020 年 9 月、韓国の市中銀行としては初めて赤道原則を採択した。2021 年 4 月には、NZBA の創設署名機関のひとつとなった。

新韓フィナンシャルグループは「金融を世の中に役立たせる」を同グループのミッションに据え、2020 年、ESG 戦略を再定義し、「FINANCE for IMPACT」をグループの ESG 実践の原則と定め、3 つの戦略方向（環境 Green、共生 Win-Win、信頼 Trusted）とそのもとでの 5 つのインパクト課題を設定した。

2021 年 3 月、ESG standard を充たす企業に対して低金利を提供する special loan program を導入した。また、2021 年 9 月、正式に脱石炭発電融資（de-coal financing）を宣言している（国内外を問わず石炭火力ファイナンスには参加しない旨を宣言した）。

新韓フィナンシャルグループは、社内の温室データを効果ガスの排出量を 2044 年までにネットでゼロにする目標を掲げている。また、2023 年 5 月には“ESG Data Platform”を作り、環境・社会・ガバナンス及び ESG ファイナンスの 4 つの分野についてデータの集積を図る体制を整えている⁸⁸。

(6) TCFD 提言への対応

新韓フィナンシャルグループは 2018 年 9 月、韓国の銀行では初めて TCFD 提言への賛同を表明した。その後、提言に沿って気候変動による実質的・潜在的な財務影響を開示し、気候変動に対応するための規程の遵守、削減目標設定等を推進している。

⁸⁸ Shinhan Financial Group Annual Report 2023

第4章 最近の金融動向と今後の展望

1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向

(1) フィンテックの動向

近年韓国の金融セクターでは、情報技術(IT)を金融と組み合わせた「フィンテック」を導入・活用する動きが急速に広がりつつある。金融機関の間ではフィンテックを通じた収益改善や業務効率化など、新しいビジネスチャンスの開拓に注力する動きが見られる。初期には既存フィンテック企業との提携のレベルであったが、次第に技術開発への関心も高まり、独自サービスの開発にも取り組むようになった。

フィンテックの導入・活用の動きの背景には、金融当局がフィンテック産業育成に向けて従来の金融規制の枠組みの見直しを進めてきたことがある。具体的には、2015年1月、FSCが、「活動的で創造性に富むイノベーティブな経済を実現するための政策イニシアティブ」を発表。そのイニシアティブの1つとして、インターネット専業銀行の設立や規制緩和による金融とITの融合支援計画を発表した⁸⁹。同年7月、FSC金融改革イニシアティブの進捗状況について発表し、フィンテックセンターの設立などが確認された⁹⁰。さらに2016年1月にフィンテック産業の促進が成長の牽引役であるとする金融政策計画を発表している⁹¹。さらに2018年3月に、FSCは「Innovation Development Strategy」を発表し、非対面型取引、ブロックチェーン等新技術の導入に対する支援や規制緩和等の実施を掲げている⁹²。

韓国フィンテック産業は、国外での知名度は高くないが、国内での勢いは力強い。

韓国の銀行は、user-friendly にできており、ほとんどの銀行取引はスマートフォンを介して行うことができる。これは韓国がすでに世界で最もスマートフォンの普及率が高い国の一つであること、また、世界でも最速のインターネット接続を持っていることがベースになっている。

主要なフィンテック企業としては、Naver（韓国の大手サーチポータル）、Kakao（Kakao Talk で確立した技術と顧客ベースに依拠）、Toss（digital money transfer service でスタート、現在は多様な金融サービスを提供）などがある。このTossを運営するViva Republicaは2018年12月に企業評価額が10億ドルを超え、韓国最初のフィンテック・ユニコーンになった。その後、2021年6月の資金調達の結果、評価額が74億ドルとなり、デカコーン（評価額100億ドル以上）の一歩手前まで近づいた⁹³。

Korea Credit Data は、中小企業向け経営管理アプリ「Cash note」を開発したフィンテック企業であるが、2022年10月に1.1兆ウォンの資金調達を行いユニコーンとなった⁹⁴。

2022年12月、韓国産業銀行（KDB）が主催するNext Round 2022でFSCの委

⁸⁹ FSC プレスリリース “POLICY INITIATIVES FOR 2015 A’DYNAMIC AND INNOVATIVE ECONOMY” (2015年1月15日)

⁹⁰ FSC プレスリリース “MAJOR PROGRESS IN FINANCIAL REFORM INITIATIVE” (2015年7月1日)

⁹¹ FSC プレスリリース “2016 FINANCIAL POLICY FOCUS # 2” (2016年1月19日)

⁹² Crowdfund Insider “South Korea Pursues New Fintech Innovation Development Strategy” (2018年3月20日)

⁹³ “Viva Republica nears to ‘Decacorn’ startup status as latest investment takes valuation to \$7.4 billion”、June 24, 2021

⁹⁴ <https://protocol.ooo/articles/koreacreditdata>

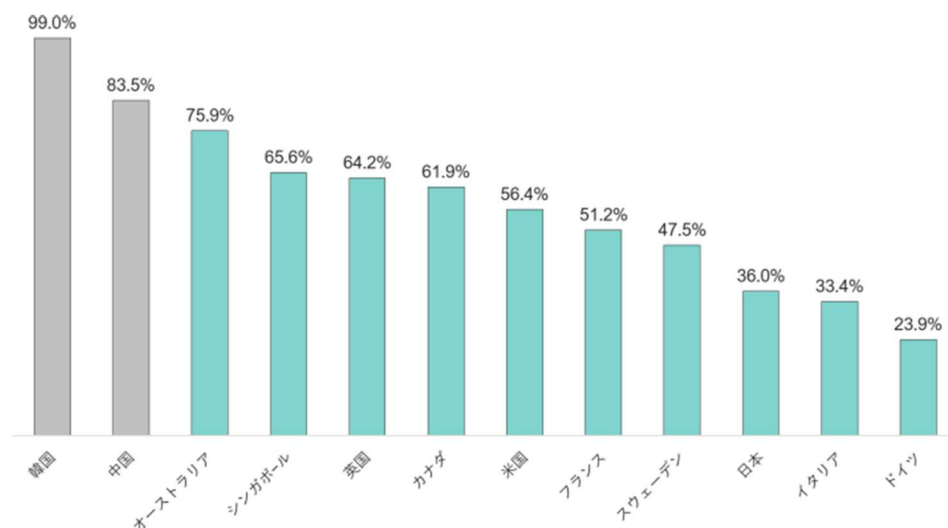
員長が、デジタルファイナンスにおける革新推進とフィンテック産業育成を目的とした政府施策を公表した⁹⁵。施策内容は、①資金支援拡充、②DX 進展への応答としての規制枠組みの改革、③金融規制のサンドボックスプログラムのオペレーションの改編、④金融セクターにおける革新推進のためのインフラ増強、の4つを主要な柱とする。

(2) キャッシュレス化の状況

韓国ではキャッシュレス化が進んでおり、世界各国のキャッシュレス決済比率と比較してもその割合は高い水準にある。その背景には、①1997 年のアジア金融危機による経済縮小への対策として消費者向け与信拡大および経済の可視化を目的に、政府主導でクレジットカード決済促進策が実施されたこと、②硬貨の発行・流通・管理コストの削減の観点から韓国銀行主導で「コインレス社会」に向けた取り組みが推進されていること、等が挙げられる^{96・97}。

クレジットカード決済促進策では、1999 年より、①年間クレジットカード利用額の 20%の所得控除(上限 30 万円)、②宝くじの権利付与(1,000 円以上利用で毎月行われる当選金 1 億 8 千万円の宝くじ参加権の付与)、③店舗でのクレジットカード取扱義務付け⁹⁸(未加盟店への税務調査強化)等の施策が実施された。小売店は基本的にカード対応を求められ、小規模な店舗やタクシーにもカード決済の端末が備え付けられている⁹⁹。これらの施策を行った結果、1999 年から 2002 年にかけて、クレジットカードの発行枚数が 2.7 倍になり、クレジットカード利用金額が 6.9 倍に増加したと分析されている¹⁰⁰。

図表 11：世界主要国におけるキャッシュレス決済比率（2022 年）



⁹⁵ “Korea FSC extends support for FinTech sector”, 15 December 2022

⁹⁶ P14-16 経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」（2018 年 4 月）

⁹⁷ 政府主導のクレジットカード利用促進策には、消費刺激の他に、事業者のクレジットカード取引の記録がすべて国税庁に提供される仕組みが導入されたことによる脱税防止、支払いのデータ化による取引の透明化と税務手続きの簡素化といった効果が目的として考慮されていた。

⁹⁸ 年商 240 万円以上の店舗が対象

⁹⁹ 現地ヒアリング調査による(2017 年 11 月)

¹⁰⁰ 「なぜ韓国はキャッシュレス化が浸透しているのか？」2020 年 3 月)

(出所) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・ロードマップ 2024」

一般社団法人キャッシュレス推進協議会がとりまとめた「キャッシュレス・ロードマップ 2024」によると、韓国のキャッシュレス決済比率は 2022 年で 99.0% と主要国の中で最も高い比率となっている（図表 17）。

モバイル決済も浸透しつつあるが、韓国のキャッシュレス化は銀聯カード¹⁰¹をはじめとするクレジットカードでの決済が主流となっている点に特徴がある¹⁰²。

2021 年のカード決済金額全体のうち、クレジットカードはキャッシュバック、割引等の各種インセンティブによるところもあるが、78.7%と 4 分の 3 強を占めた（デビットカードが残る 21.3%）¹⁰³。

国際決済銀行(Bank for International Settlements, BIS)のレポートによると、2016 年時点で韓国における 1 人あたりクレジットカードの使用回数は 300 回以上であり、オーストラリア、米国、スウェーデンなど他の先進国よりも使用回数が多い¹⁰⁴。

また、世界銀行の Global Findex によると、クレジットカードの保有比率(2017 年時点)は、15 歳以上の成人人口対比 64%で、日本の同 68%と並んで高い割合となっている。

また、コインレス社会に向けた取り組みについては、2016 年 1 月、BOK が「Payment System Policy Roadmap – Vision 2020」を発表し、決済システムの向上と安全性・効率性を確保するためのロードマップを提示した。ロードマップでは、第一に決済インフラの向上、第二に決済サービスにおけるイノベーションの推進、第三に中央銀行の機能強化が 3 つの戦略的目標として掲げられている。特に第二の目標では、決済サービスの利便性・安全性の向上や、デジタル通貨や分散台帳技術など新しい決済システムへの対応などが、2020 年までに実施すべき課題として掲げられた。これを踏まえ、2016 年 4 月には専門のタスクフォースを立ち上げ、同年 12 月には「Action Plan for ‘Coinless Society’」を公表している。当該アクションプランにもとづき、2017 年よりコンビニエンスストアにおいて、おつりをプリペイドカードに戻すパイロットプログラムを実施している。こうした取り組みを通じてコインレス社会を実現することにより、①公共利便性の向上、②社会的コストの削減、③新しいデジタル決済サービスの推進支援、等が期待されている¹⁰⁵。ただし、コインの流通量は減らしてもコインの完全排除することはしないとしている。実際、2016 年末に 2.45 兆ウォンだった硬貨の流通量は 2022 年末も 2.50 兆ウォンで流通量自体は全く減っていない¹⁰⁶。

¹⁰¹ 中国の金融企業である「中国銀聯」の国際ブランドが付いているカード。銀聯カードの多くは中国の銀行が発行するデビットカード。

¹⁰² 韓国で使われている主なクレジットカードのブランドは、VISA、Mastercard、JCB、American Express、銀聯(ぎんれん)など。

¹⁰³ Asian Banking & Finance “Card payments in South Korea to breach \$1t: Global Data”, December 2022

¹⁰⁴ P69-70 BIS Quarterly Review “Payments are a-changin’ but cash still rules”(2018 年 3 月)

¹⁰⁵ P1-4 BOK “Action Plan for ‘Coinless Society’”(2016 年 12 月 21 日)

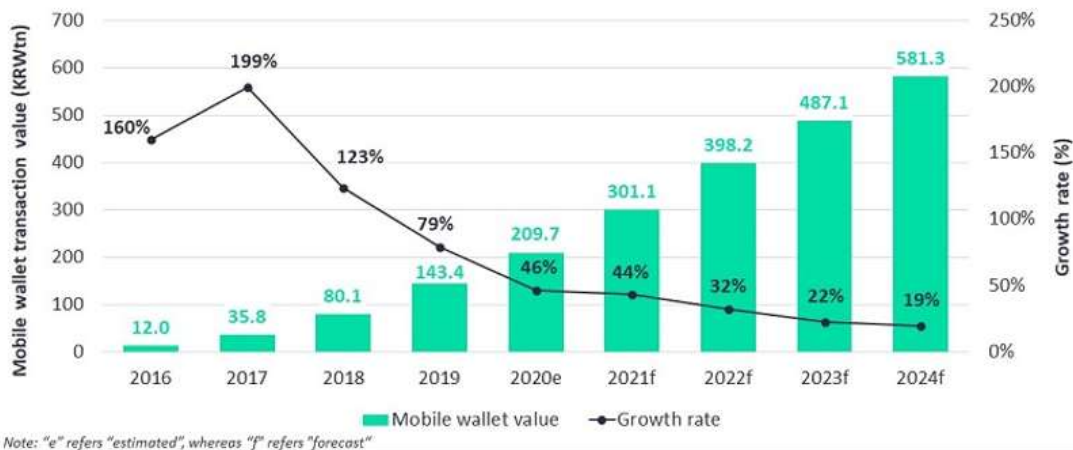
¹⁰⁶ BOK “Annual Report 2016 and 2022

2016 年のデータは小額紙幣、記念硬貨を含まないが 2022 年値ではこれらを含むとの違いはあるが、それでも流通量の顕著な減少は見られない。

(3) モバイル決済の動向

キャッシュレス決済手段には、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、モバイルウォレットなどがある。韓国のキャッシュレス決済はクレジットカード決済が主流であることは前節で述べたが、スマホの普及とフィンテックの進展を背景にモバイル決済も急速に伸びている¹⁰⁷。GlobalData の分析によれば、モバイルウォレット決済取引額は 2016 年の 12 兆ウォンから 2020 年には 210 兆ウォンへと 4 年で 17.5 倍に急拡大している（図表 12）。さらに同取引額は 2024 年には 580 兆ウォン（約 5,000 億ドル）を超えると予測されている。

図表 12：韓国のモバイルウォレット取引額推移 2016 - 2024



（出所）Global Data Banking and Payments Intelligence Center

eMarketer の Global Mobile Payment Users 2019 によると、モバイル決済の採用率は中国が圧倒的な 1 位（スマートフォンユーザーの 81.1%）。続く高率グループは、デンマーク（40.9%）、インド（37.6%）、韓国（36.7%）、スウェーデン（36.3%）と続く。

モバイルペイメントサービスは、2015 年の Samsung Pay の導入を皮切りに年々拡大基調にある¹⁰⁸。韓国銀行は、2016 年以降、「簡易決済（easy payment）」及び「簡易送金（easy transfer）」に関する統計を発表している。簡易決済とは、カードを基にした電子決済サービスである。顧客がパスワードを入力し自分の携帯電話を機械に読み取らせることにより、その決済サービスを利用することができる。また、簡易送金とは、プリペイド形式の電子送金サービスである。顧客は、このサービスを利用して、自身の口座から振り込みを行ったお金を、携帯電話や SNS を経由して相手に送金することができる。韓国では、2016 年 12 月末時点で、11 の事業者が簡易決済を、12 の事業者が簡易送金を提供している¹⁰⁹。

¹⁰⁷ モバイル決済とはスマホ、タブレット等のモバイル端末を用いた電子決済サービスの総称を謂う。

¹⁰⁸ Korea Herald “Korea’s mobile payments market grows in both offline, online”(2018 年 4 月 3 日)

¹⁰⁹ p31 BOK “Payment and Settlement Systems Report 2016”(2017 年 6 月 22 日)

図表 13: 簡易決済と簡易送金の主な提供サービス

簡易決済 (easy-payment)		簡易送金 (easy-transfer)	
提供企業の業種	サービス名	提供企業の業種	サービス名
ICT 関連	Kakao Pay、Naver Pay、K-Pay、Paynow、Syrup Pay、UBPay、Payco	電子金融ビジネス	Toss、Naver Pay Transfer、Kakao Pay、Payco Transfer、CheckPay、Kona、I
小売、製造業関連	Samsung Pay、Smile Pay、SSG Pay、L-pay	金融会社	Bank Wallet、Wibee Mobile PA、N Wallet、IBK ONE Pay Transfer、Hana Members、Liiv money

(出所) BOK “Payment and Settlement System Report 2016”(2017 年 6 月 22 日)をもとに作成

こういった簡易決済、簡易送金サービスの取引は導入以降毎年著しい伸びを記録している（図表 20）。

図表 14: 簡易決済と簡易送金の一日当たり平均取引回数および取引金額

		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
簡易決済	取引回数 (1,000 回)	3,895	6,573	10,073	14,539	19,812	24,125	27,351
	取引金額 (10 億ウォン)	132	223	317	449	607	761	875
簡易送金	取引回数 (1,000 回)	695	1,406	2,485	3,258	4,333	5,196	6,358
	取引金額 (10 億ウォン)	36	105	285	357	505	626	777

(出所) BOK “Payment and Settlement Systems Report 2020 and 2023”を元に作成

民間のモバイル決済サービスプロバイダーとしては、Naver Pay、Kakao Pay、Samsung Pay などが大手である。2023 年には Apple Pay が韓国参入を果たした。

①Naver Pay

ポータルサイト最大手の Naver が運営。2015 年営業開始。Naver Pay は Naver によって、Line Pay の次に開発された決済サービス。そのため、Line Pay との親和性が高く、訪日韓国人はそのまま日本の Line Pay 加盟店で決済ができる。韓国ではオンライン、オフライン共に利用されており、モバイルペイメントとしては最も利用されている。

②Kakao Pay

メッセージアプリとして韓国でのシェア最大の Kakao Talk が提供する決済サービス。2014 年営業開始。2017 年にアリババグループから 2 億ドルの出資を受けシェアを拡大している。日本では Pay Pay 加盟店での利用が可能となっている。

2018 年 11 月 19 日、簡易決済、簡易送金サービスの両方を提供する Kakao Pay は、“Kakao Investment”というサービスの立ち上げを発表した。このサービスでは、ユーザーは Kakao Talk というメッセージングアプリを通じて、各種金融商品に投

資ができる。金融商品は、クラウドファンディングプロジェクトから、株式、ファンドまで多岐に亘る¹¹⁰。

2021年8月のカカオバンクに次いで Kakao Pay も同年11月3日に IPO を果たした¹¹¹。その市場支配力の乱用のかどで、金融当局（FSC および FSS）から業務の精査を受け、そのため二度の IPO 延期を余儀なくされたのち、11月に IPO 実施に至った。

2018年10月に1,000万人の大台を超えた利用者は、ほぼ3年後の2021年6月には3,650万人に達した。

③ Samsung Pay

スマートフォンメーカー Samsung が自社製スマホに装着する形で2015年に登場。Samsung Pay は多くの銀行と繋がっているためほとんどのオンライン店舗で Samsung Pay での支払いが可能。

eMarketer の Global Mobile Payment Users 2019 によると、Apple Pay、Google Pay と並んで世界ビッグ3と言われるトッププロバイダーである。2018年3月時点の利用者は1,000万人の大台を超えた。

④ Apple Pay

米アップル社と現代自動車（Hyundai）系列のクレジットカード会社大手「現代カード」は、韓国政府の公式許可を受け、2023年2月8日、韓国での Apple Pay 導入を公式に発表、3月21日、実際にサービスを開始した¹¹²。携帯電話にクレジットカードを登録し、実際のカードなしで決済が可能な簡便決済サービス。非接触型決済サービスで、アップルのスマートフォン「iPhone」を持つ現代カード会員は、3月から近距離無線通信規格（NFC: near field communication）対応決済端末のある一部店舗で Apple Pay での支払いが可能になった。事実上 Samsung Pay 独占体制だった携帯電話端末決済サービス市場に、新しいグローバル競争相手が登場した。

Apple Pay は、開始当日（3月21日）だけで、17万人をこえる iPhone ユーザーが登録したといわれる¹¹³が、韓国国内では Samsung のギャラクシースマートフォンのシェアが圧倒的に高く、ほとんどの加盟店が MST（magnetic secure transfer）端末を備えている、一方 NFC 方式のカード端末の普及率は、全カード加盟店（約280万店）の1.07%（約3万店）に過ぎないという状況で、Apple Pay の今後の展望については肯定的・否定的両方の見方があると報じられている¹¹⁴。

一方、Apple Pay を迎え撃つ立場の Samsung Pay（オフライン決済サービス1位）は、2023年2月、Apple Pay のサービス開始に先立って、国内市場の支配を維持するため、オンライン決済サービス業界1位の Naver Pay との提携を

¹¹⁰ Korea Herald “Kakao to launch investment platform, cross-border mobile pay service”(2018年11月20日)

¹¹¹ “South Korea’s Kakao Pay shares double in stock market debut”, November 3, 2021

¹¹² The Korea Economic Daily “Apple Pay’s S. Korea debut as early as third week in March”, 08 March 2023

¹¹³ KORIT 「9年かかった Apple Pay 韓国参入、かんたん決済市場の未来」（2023年5月19日）

https://www.korit.jp/insights_parkjyungyoung_0519

¹¹⁴ KORIT 「9年かかった Apple Pay 韓国参入、かんたん決済市場の未来」（2023年5月19日）

https://www.korit.jp/insights_parkjyungyoung_0519

発表した¹¹⁵。お互いの利用者の利便性を高めることによって顧客ベースの維持・拡大を意図するもので、これで、Naver Pay の利用者は Samsung のシステムでオフライン決済が可能になり、Samsung Pay の利用者は Naver Pay のオンラインストアでの決済が可能になる。

米国のアップルやグーグルが自社の決済システムの利用をアプリ開発者に強制していることへの反発が起こり、アップル社は、2021 年 7 月、アプリ決済を自社以外の外部決済サービスにも開放すると発表した¹¹⁶。

一方、韓国放送通信委員会（KCC）は、2022 年 11 月、アプリストア運営大手が自社の決済システムだけを強制する場合には罰金を課す規制案を発表した¹¹⁷。

(4) リテール決済に関する法規制の状況

① データ 3 法の改正¹¹⁸

データ 3 法の改正が 2020 年 1 月に成立（8 月 5 日施行）したことが、個人・企業が利用可能な情報・データの範囲を大きく広げ¹¹⁹、これが政府主導の MyData サービスプログラムの導入につながった（第 4 章 2.その他「顧客データを活用したビジネス動向」参照）。

② 金融消費者保護法の成立

金融消費者保護法（Financial Consumer Protection Act : FCPA）が 2020 年 3 月 24 日に制定され、2021 年 3 月 25 日に発効した¹²⁰。同法は第 1 条で、金融消費者の権益増進と金融商品販売業者などの健全な市場秩序構築のための営業に関する遵守事項、金融消費者政策、金融紛争調停手続きなどに関する事項を規定することにより、金融消費者保護の実効性を高め、国民経済の発展に資することを謳う。本法は、さまざまな金融関係法令に散在していた金融消費者保護に関する諸規定を一本の法令に統合し、従来のものよりも厳格な消費者保護基準を適用するとともに消費者の権利に関して新たな条項を導入（違法契約解除権、紛争調停離脱禁止規定、説明義務に関連する損害賠償における立証責任の転換など）、違反には厳格な処罰を規定する等々、金融消費者保護をより強力に押し出したものとなっている。

③ 仮想通貨に関する規制

韓国では、2023 年 7 月に、仮想通貨市場の健全な秩序を確立し、利用者の保護を確保することを目的として、「仮想通貨利用者保護法案」が成立した。

¹¹⁵ “Samsung and Naver partner on mobile payments in Korea as Apple Pay prepares to go live”, 22 February 2023

<https://www.nfcw.com/2023/02/22/382121/samsung-and-naver-partner-on-mobile-payments-in-korea-as-apple-pay-prepares-to-go-live/>

¹¹⁶ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM015U40R00C22A7000000/>

¹¹⁷ <https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/67771>

¹¹⁸ データ 3 法とは、個人情報保護法、信用情報法、情報通信網利用促進法の 3 法を指す。

¹¹⁹ Global Practice Guide “Banking Regulation”, 2021

¹²⁰ “Financial Regulations in Republic of Korea”, November 2021

FSC は、2024 年 6 月 25 日に開催された閣議において、政府が「仮想通貨利用者保護法施行令」を新たに承認したと発表した。この施行令は同年 7 月 19 日から施行された。この施行令では仮想通貨を再定義し（電子トークンを除外）、仮想通貨取扱事業者に対し厳格な管理を要請するとともに、未公開情報の利用や価格操作等による不公正な取引を禁止している¹²¹。

(5) リテール金融機関の顧客接点における DX

① ATM の高度化

オンライン金融サービス（デジタル化）の浸透に伴い、特にネット専業銀行の台頭により、実店舗を保持するコストをいかに削減するかを考えた結果として、銀行は実店舗（brick and mortar）の閉鎖を進めている。韓国は銀行支店の数も ATM 設置台数も 2010 年代半ばをピークとしてその後、減少傾向が継続している。

FSC の統計によると、韓国国内銀行の ATM は 2016 年 6 月の 49,700 台余から 2023 年 12 月には 27,000 台へ減少、同支店数は 2013 年 3 月の 7,811 店をピークに 2023 年 12 月には 4,800 店台へ減少した¹²²。

銀行インフラの縮減とデジタル決済の進展によって社会的弱者のための現金アクセス保護が一層重要性・緊要性を増しているなか、BOK をはじめとする金融当局は ATM にさまざまな改良を施している¹²³。

- a) 2021 年 11 月、BOK は mobile financial map service を立ち上げた¹²⁴。銀行の支店・ATM の位置情報、営業時間、提供サービス、手数料、サポート言語等々を掲載するサービスで毎日アップデートされる。
- b) KB 国民銀行を皮切りとして、各行が ATM の進化系である STM (smart teller machine) の設置を進めている¹²⁵。STM は、ATM が伝統的に行っていた預金、引出、送金のサポートサービスのみならず、セキュリティカードの発行、通帳の再発行、パスワードの変更といった銀行窓口サービスまで広範な業務をこなす（銀行窓口の日常業務の 80% を処理可能）。2024 年時点で、KB 国民銀行・ウリ銀行・新韓銀行及びハナ銀行の合計で 740 台の STM が設置されている。STM では、口座開設、デビットカード発行、オンライン・モバイル口座開設、公共料金支払いをすることができ、ビデオによるアシスタントサービスもある¹²⁶。
- c) 非接触型取引の普及に起因する ATM 設置台数の減少を補うものとして、大手 4 行（KB 国民銀行、新韓銀行、ハナ銀行、ウリ銀行）は 2020 年 8 月、パイロットプロジェクトとして、e マートストア 4 店で Joint ATM を導入した¹²⁷。
- d) 生体認証可能な ATM も増えている。KB 国民銀行は、2019 年 10 月、DX 促進の一環として同行の所有するすべての ATM に手のひら静脈認証機能を実装したと発表した。新韓銀行は新興企業と提携して 2023 年 6 月、同行の ATM 総数の約 20% に相当する 900 台に顔認証機能サービス (Shinhan Face Pay) をスタートさせた。顧客は 9 月から銀行カード、通帳なしで現金引き出しが可能となる。

¹²¹ <https://www.fsc.go.kr/eng/pro10101/82534>

¹²² FSC HP “statistic”

¹²³ “South Korea: Cash Infrastructure and Innovation”, 18 September 2023

¹²⁴ BOK “Payment and Settlement Systems Report 2021”

¹²⁵ “S. Korean banks transforming for ‘untact’ era”, June 24, 2020

¹²⁶ <https://www.koreatimes.co.kr/economy/20240505/smart-teller-machines-replace-atms-at-south-koreas-banks>

¹²⁷ “Major banks set up ‘Joint ATMs’ to cope with reducing number of ATMs”, August 5, 2020

- e) モバイルアプリを利用した銀行 ATM サービスも始まっている¹²⁸。BOK の金融情報化推進委員会(CFIP)は 2020 年 6 月、mobile cash card service を開始し 2022 年 12 月に、国内すべての ATM とモバイルフォンで機能する QR コード方式での処理を導入することを決定、2023 年 12 月 6 日から、国内 17 の銀行で、mobile cash card app と mobile banking app を利用して銀行 ATM での入出金が可能になった¹²⁹。新しく施行される QR コード ATM 入出金利用のためにはあらかじめ「mobile cash card app」をダウンロードした後、銀行口座と連携する利用加入手続きを経なければならない。モバイルキャッシュカードアプリで提供する「ATM 位置案内」サービスを利用すれば上述①の ATM 位置地図(金融マップ)なども便利に利用できる。

② 小売業との連携

集客力向上を期待するコンビニエンスストア（以下、コンビニ）とその広範な販売ネットワークを利用したい銀行がパートナーシップを組むことで未来志向型の顧客サービスを目指す。

2021 年 5 月には新韓銀行が最大手コンビニチェーン GS25 を展開する GS リテールと、さらに 9 月にはハナ銀行が最大手コンビニチェーン CU を展開する BGF グループと、新しいビジネスモデルを構築するための協定を締結した。

新韓銀行は GS リテールと提携して、GS25 の顧客を対象とした革新的な店舗や特別金融商品を共同開発しており、人工知能(AI)の銀行員が顧客の銀行業務のニーズを支援する特別なコンビニを開くことを計画している。同行は「金融包摂に資することも視野に入れつつ、オフラインの銀行サービスへのアクセスが困難な遠隔地を中心にこのモデルを進めていきたい」と述べている。銀行がコンビニを通して金融サービスをテストするのは必ずしも新しいものではないが、コンビニとの提携は近年かなり目立つようになってきた。

ハナ銀行は BGF グループと、金融と流通を融合させた新たなデジタルビジネスの共同推進を計画している。店舗内にはハナ銀行の金融サービス用セルフゾーンが別に用意され、STM を通じて、既存の ATM 事業だけでなく、口座開設、通帳の再発行、小切手・セキュリティカードの発行も行う。

(6) インターネット専門銀行

インターネット専門銀行（以下、ネット銀行）とは実店舗を持たず、1 日 24 時間、電子金融取引手段によって（すなわち非対面方式で）口座開設から振り替え、少額ローンの申請などの銀行ビジネスを行う普通銀行である。

2025 年 4 月時点で、カカオバンク、K バンク、Toss バンクの 3 行が韓国のネット銀行として活動している。前者 2 行は 2017 年の発足以来、チャレンジャーバンク（新興のデジタル銀行）として既存の銀行を脅かすほどに急成長を遂げてきた（最後の Toss Bank は 2021 年 10 月 5 日に正式に開業した）。

K バンクは大手テレコム企業 KT Corp(Korea Telecom)が中心となって、またカ

¹²⁸ BOK “Payment and Settlement Systems Report 2022”

¹²⁹ “South Korea: Cash Infrastructure and Innovation” 18 September 2023

カオバンクは韓国最大の SNS プラットフォームで投資持株会社 Kakao が中心となっていていずれも 2017 年に立ち上げられた。

① 急成長の背景

急成長への転機は 2018 年 9 月に成立し、2019 年 1 月 17 日に発効した「インターネット専門銀行法」(Act on Special Cases Concerning the Establishment and Operation of Internet-only Banks) である。

ネット銀行の誕生と成長は、インターネットの高い普及率と強固な IT インフラを背景に金融セクターにおける革新と競争の推進を図る政府の政策方向に合致するものであるが、さらなる飛躍に向けては重要なハードルが残っていた。

カカオバンクも K バンクも銀行法 (Banking Act) に基づいて設立された。政府は、金融市場における非金融コングロマリットの過剰な影響を懸念して、非金融会社が金融会社の議決権の 4% 以上を保有することを銀行法で禁止してきた。これが成長に必要な資本調達を難しくするという意味で、ネット銀行発展の障害になっていた。ネット銀行法によって、かかる株式保有制限が緩和され、非金融会社による株式保有の上限は 34% まで引き上げられた。

法律施行を受けて 2019 年 3 月、KT と Kakao はネット銀行への出資引き上げを企図した。しかし、銀行の大口株主になるには過去 5 年間に金融・税制関連の法令違反を犯していないことが要件であるが、両者ともこれに抵触していた。幸い、Kakao のケースは当局の解釈によって解決され、Kakao は 2019 年 7 月、カカオバンクの大口株主になることを了承された。KT は同様の救済が受けられず、K バンクは資本不足から 2019 年 4 月以降、新規オペレーションを中断するしか選択肢がなかった。2020 年 4 月に成立した改正ネット銀行法で法令違反関連条項が緩和され、KT が K バンクの大口株主になる道が開かれた。

FSC は、2024 年 11 月 27 日、新たなインターネット専門銀行の認可に関する審査基準および手続きを採択した¹³⁰。これによると、新たなインターネット専門銀行の申請の評価に際しては、以下の 4 点に重点が置かれる。

・資本調達の安定性

安定的に事業運営を行うことができる資本水準を有しているか厳密に確認。

・事業計画の革新性

信用評価モデルの革新性や、独自の方法で革新的なビジネスモデルを展開できるか審査。

・事業計画の包摂性

従来、十分な金融サービスを受けることができなかった層や地域のニーズに対応できるか厳格な基準で審査。

・事業計画の実現可能性

事業計画の妥当性と実現可能性について厳しく審査。

今後の新規申請者に対しては、以上の基準による審査が実施される見込みである。

¹³⁰ <https://www.fsc.go.kr/eng/pro10101/83474>

図表 15: 銀行法とインターネット専門銀行法の比較

	銀行法	インターネット専門銀行法
必要最低資本金	1,000 億ウォン	250 億ウォン
非金融会社の出資可能比率	議決権の最大 4% (資本金総額の max. 10%)	議決権の最大 34%
主要株主への融資	資本金の 25%まで	禁止
主要株主の発行する証券の取得	資本金の 1%まで	禁止
同一借主への融資上限	資本金の 25%まで ・ 同一個人/法人に対して資本金 の 20%まで	・ 資本金の 20%まで ・ 同一個人/法人に対して資本金 の 15%まで
信用供与の範囲	個人および corporations	個人および SMEs

(出所) "Digital Banks: Lessons from Korea", World Bank, October 2020

② 主要プレイヤー

<K バンク>

大手テレコム企業 KT Corp が金融機関等の参加を得て、2016 年に設立、2017 年 4 月営業開始した韓国最初のネット銀行。順風満帆のライバルであるカカオバンクと対照的に苦難の道をたどった K バンクは顧客数でも収益モデル構築でもカカオバンクに大きく後れをとったが、2021 年に大きな改善をみた。同年末の顧客数は 717 万人と前年末の 219 万人から 1 年で 500 万人増加、この顧客増を反映して 2021 年は 2017 年の開業以来初めて最終損益で黒字を計上した¹³¹。また 2021 年 5 月には資本金を一気に 2 倍以上にする巨額の増資を行った。2024 年 6 月時点で顧客は 1,147 万人に達している¹³²。

K バンクは、2022 年中に上場する意図を持ち、2022 年 9 月、韓国取引所から IPO の暫定承認を得ていたが、当該承認の有効期限（6 ヶ月）の到来が近づくなか、2023 年 2 月、IPO 市場の低迷、自身の評価額の低下等を理由として年内 IPO を断念したと公式に発表した¹³³。

その後、2025 年 4 月 30 日に韓国証券取引所（KOSPI）に上場する運びとなった。目標調達額は 5 兆ウォンである¹³⁴。

<カカオバンク>

韓国のインターネット企業で投資持株会社である Kakao が 2017 年 4 月に立ち上げた韓国 2 番目のネット銀行。SNS を基盤とした新しいサービスで、先行する K バンクの後を追って開業。チャットの使用者が親しみやすい UI¹³⁵、使用者の利便性を考慮したサービスなどを基に、スタート当日 30 万口座を獲得するなど、急速に浸透した。

開業（2017 年 7 月）からわずか 2 年で 1,000 万人の顧客を獲得した。2020 年 6

¹³¹ The Korea Herald, "Internet-only K Bank logs 1st profit in 2021 since launch", Feb. 3, 2022

¹³² https://www.mk.co.kr/jp/economy/11055475?utm_source=chatgpt.com

¹³³ The Korea Economic Daily "S.Korea's online K Bank withdraws plan for Kospilisting", 03 February 2023

¹³⁴ https://www.mk.co.kr/jp/stock/11140555?utm_source=chatgpt.com

¹³⁵ UI（User Interface の略）ユーザー・インターフェースとは、コンピュータシステムあるいはコンピュータプログラムと人間(ユーザー)との間で情報をやり取りするための方法、操作、表示といった仕組みの総称

月時点では、1,200 万人を突破（韓国の人口の 1/5 以上）。17 歳以上の韓国人の 5 人に 1 人がカカオバンクに口座を有する。顧客は若者が多く、20 代、30 代が 40% を占める。ネット銀行としては中国の WeBank に次ぐ世界第 2 位の規模。パンデミック下のオンラインバンキングへの需要増大がカカオの成長を後押ししている。

カカオバンクは 2021 年 8 月 6 日、IPO（韓国取引所に上場）に成功した¹³⁶。IPO で 2 兆 5,500 億ウォン（22 億ドル；2,400 億円）を調達したカカオバンクは、8 月 6 日、時価総額 33 兆 1,620 億ウォンを記録、銀行株ではそれまで最高だった KB フィナンシャルグループのそれ（21 兆 7,000 億ウォン）をも上回り、韓国初の上場ネット銀行カカオバンクは同時に韓国で時価総額最大のリテール銀行になった¹³⁷。もはや単なる銀行ではなく、金融プラットフォーム企業としてのポテンシャルを発揮し始めている。

カカオバンクは、2022 年にモーゲージローンに進出¹³⁸、2023 年第 4 四半期中古車購入資金ローンをスタートさせた¹³⁹。住宅ローンも自動車ローンも 100% モバイルで融資できるモバイル完結性に注力している。

2024 年 7 月にカカオの創業者のキムポムス氏が逮捕された¹⁴⁰。有罪判決を受けるとカカオバンクの支配権を失うものと思われ、今後の帰趨が注目される。

カカオバンクの顧客は 2024 年 12 月で 2,488 万人であった¹⁴¹。

<Toss バンク>

第 3 のインターネット専門銀行は、韓国最初のフィンテック・ユニコーン Viva Republica 率いるコンソーシアムによって最初からネット銀行法のもとで設立された。

同コンソーシアムには当初、新韓銀行が名を連ねていたが、Viva Republica との方針の違いから 2019 年 3 月に撤退、一時計画が停滞したが、最終的にハナ銀行が株主に加わった。2019 年末に FSC から予備的承認、2021 年 6 月に最終承認（ライセンス取得）を得て、2021 年 10 月 5 日に開業に至った。

すでに既存銀行とネット銀行の間で激しい競争が展開されている中に、Toss バンクの参入はネット銀行間の競争を激化させるだけでなく、既存大手銀行も一層強い圧力に晒されることが予想されている。

顧客数は急速に増加しており、2025 年 4 月現在で 2,900 万人の顧客を抱える¹⁴²。

Toss バンクは、2022 年 5 月、韓国在住の外国人にオンラインでの口座開設を認めた。カカオバンクは外国人の口座開設は不可とされているため、韓国のネット銀行のなかでは Toss バンクが最初である¹⁴³。申請者の本人確認には政府の保有

¹³⁶ 日本経済新聞「カカオ、金融を成長軸に ネット銀上場で住宅ローンも」（2021 年 8 月 6 日）

¹³⁷ 時価総額で KB 金融グループを抜いたとはいえ、2022 年末の総資産額では同グループの 700 兆ウォンに対し、実店舗を有しないカカオバンクはわずか 39 兆でしかない。

¹³⁸ “Kakao Bank goes big into mortgages”, 2022/02/15

¹³⁹ AFP BB News 「自動車に領域を広げる K バンクとカカオバンク」（2023 年 8 月 3 日）（閲覧日：23 年 11 月 20 日）

¹⁴⁰ <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2024-07-23/SH1XF0ToG1KWoo>

¹⁴¹ https://www.mk.co.kr/en/economy/11233532?utm_source=chatgpt.com

¹⁴² <https://toss.im/en/team>

¹⁴³ The Korea Herald “Toss Bank becomes first Korean digital lender to allow foreigners to open accounts”, 02 May 2022

する登録データを使用する。サービスのスコープは若干の一部詳細を除いて外国人、韓国人で同一であるが、Toss バンクのサービスは韓国語でのみ提供されるという点が批判の対象になっている。

(7) デジタル通貨導入に向けた動き

デジタル通貨とは電子マネー、仮想通貨、中銀デジタル通貨（CBDC）が該当するが、電子マネーはあくまで法定通貨のデジタル代替であるため、ここでは仮想通貨と CBDC に絞って扱う。

① 韓国の暗号通貨ブームと政府（当局）の対応

韓国で初の仮想通貨取引所が設立されたのは 2013 年。翌 2014 年に設立が相次ぎ仮想通貨の市場規模が急速に拡大した。韓国でのビットコイン取引が増加したのは 2017 年 5 月頃からで、2017 年は韓国の「仮想通貨元年」とも言われた。

仮想通貨の元祖とも言える「ビットコイン」の 2017 年 12 月初の価格は年始の 20 倍以上に暴騰した。8 万ウォン（約 7,800 円）を投資して資産が 280 億ウォン（約 27.4 億円）まで増加した人などの成功事例がマスコミで次々に報道され、若者を中心に仮想通貨市場への関心はさらに高まった。韓国政府はこの行き過ぎた投機熱を傍観せず、ICO（Initial Coin Offering）の禁止、国内の仮想通貨取引所の監視強化などの対応をとった。

しかし、投資家からの強い反発を受けて、韓国政府は規制強化ではなく法整備を整えるという方針を決め、財務大臣も仮想通貨取引を禁止する計画はない旨正式に発表した¹⁴⁴。政府の対策によっては仮想通貨が市場から姿を消してしまう恐れもあった韓国であるが、政府方針が規制から法整備、支援へと正反対に舵を切ったことで、市場での韓国の存在感は国民や投資家の仮想通貨への情熱も相まってさらに高まった。

2021 年には、1 日の取引高が 20 兆ウォン（約 1.95 兆円）を超えるなど、若者を中心に仮想通貨が再び過熱気味な傾向にあり¹⁴⁵、韓国政府は再び規制強化に動き出した。2021 年 3 月施行の法改正が市場構造変革の重要な役割を果たした。

② 暗号通貨規制枠組み 2020 年 3 月の法律制定

2020 年 3 月 5 日、「特定金融取引情報の報告と利用に関する法律」（以下「改正特定資金法：Act on Reporting and Use of Specific Financial Transaction Information」の一部改正が国会を通過し、1 年後の 2021 年 3 月 25 日に施行された。

同国の暗号通貨およびその取引所に関する規制の枠組みを与える法案で、暗号資産を完全に合法化するとともにマネーロンダリング行為の取り締まり強化を目的とする。

韓国はこれまで、仮想通貨交換所の規制がなく、多数の交換所が存在、市場は

¹⁴⁴ 「世界シェア 4 位！若者がハマる韓国の仮想通貨事情」（2018 年 3 月 7 日）

¹⁴⁵ 「なぜ韓国の若者は仮想通貨に熱狂するのか？」（2021 年 6 月 1 日）

飽和し、取引量の虚偽申告や詐欺、インサイダー、仮想通貨の価格操作なども問題になっており、仮想通貨＝ギャンブルとのイメージも強かった¹⁴⁶。

改正特定資金法には「6ヶ月間の猶予期間」が設けられており、韓国国内で暗号資産取引サービスなどを提供している仮想通貨サービスプロバイダー（VASP: virtual asset service provider）が合法的な取引プラットフォームとして営業の認可を得るには、地域の銀行と提携し、かつ顧客の実名口座を開設する¹⁴⁷などの必要な要件を満たしたうえで、この猶予期間内に（すなわち2021年9月24日までに）暗号資産交換業者としての登録を行う必要があるとされていた。銀行側は、VASPとの提携によってデジタル通貨を使ったマネーロンダリングの責任を負わされる可能性を懸念しており、VASPとの提携には極めて慎重な姿勢をとっている。

こうした厳しい要件を9月24日までに満たせるVASPは極めて少なく、ほとんどの取引所が9月で閉鎖に追い込まれた。韓国は暗号資産取引が特に活発な国の1つでもあるため、同国の取引所の多くが閉鎖された場合には、仮想通貨市場にも大きな影響がでる可能性があるものの、政府には乱立する交換業者の退場を促す狙いもあるといわれる。

VASPは、9月24日までに、①情報セキュリティ認証の「ISMS」取得、②入出金が実名確認できる口座開設の確認、③役員の法令違反がないこと、の3つの条件を満たす必要がある。9月24日までに3つの条件をすべて満たしたのはアップビット、ビッサム、コルビット、コインワンという4大取引所のみ¹⁴⁸。この4社以外は、実名口座を使うための銀行との提携が果たせなかった。韓国の仮想通貨取引は、これら4大取引所による寡占状態にある。これらは新韓銀行、NH農協銀行、Kバンクなどと提携しており、仮想通貨取引用の実名口座を顧客に提供できるため、今回の規制を乗り切ることができたとみられる。

なお、「(4)リテールに関する法規制の状況 ③仮想通貨に関する規制」も参照。

③ 中央銀行デジタル通貨（CBDC）

韓国銀行は、2021年5月24日、中央銀行デジタル通貨の模擬実験に向けた具体的な計画を取りまとめた¹⁴⁹。民間事業者を選定し、50億ウォンの予算を投じて、2021年8月から仮想空間の中で実験運用を行った。そのなかで、製造・発行・流通・回収・廃棄などCBDCライフサイクル別の処理業務や送金・代金決済などのサービス機能を実験する計画。

実験は以下のように、メインとなる第一段階（2021年8月～12月）と第二段階（2022年1月～6月）に分けて行われた。

第1フェーズ (2021年8月 ～12月)	・シミュレーションされる予定のCBDCは、中央銀行が通貨を発行し、金融機関が流通を行う二層構造になっている。
-----------------------------	--

¹⁴⁶ 「韓国で仮想通貨交換所登録制の改正法成立」（2020年3月9日）

¹⁴⁷ 規制当局が取引所に対し、取引参加者に実名の口座を持たせなければならないという規制を導入した。

¹⁴⁸ 日本経済新聞「韓国も規制強化 業者の半数淘汰」（2021年9月25日）

¹⁴⁹ 「韓銀、8月からデジタル通貨の模擬実験」（2021年5月25日）

“Bank of Korea defines requirements for CBDC experiment”, May 27, 2021

	・第一段階では、通貨の作成、発行、償還が行われる。発行はネットワークから物理的に切り離された中央銀行のセキュアなコンピューティング環境で行われ、その後、金融機関の電子ウォレットでも同様の通貨が発行される。技術基盤の構築に注力し、CBDC 発行に必要な具体的技術を決定するフェーズとの位置付けとなっている。 - 韓国銀行は、仮想空間（公共クラウド）に CBDC 実験環境を整え、利用者が持っている銀行預金を CBDC に交換したり、CBDC で商品やサービスを購入できるようにする予定。これにより CBDC の活用性、技術的妥当性等を見ていくという。CBDC とは、中央銀行が電子的形態で発行する通貨で、仮想通貨と異なり信用リスクがない。
第 2 フェーズ (2022 年 1 月 ～6 月)	・国境を越えた送金、オフラインでの決済、規制への対応、有価証券だけでなく美術品などの知的財産を含むデジタル資産を購入するシステムとの統合などが予定されている。 ・実際の取引や決済、CBDC を使ったデジタル資産の購入、プライバシー保護の実装に重点を置く。 ・国家間の CBDC 送金、インターネット使用が不可能な環境でオフライン CBDC 送金・決済等についてもテストを行う

(出所) 「韓国中央銀行、CBDC 発行や償還をシミュレーション」 (2021 年 5 月 21 日)

「韓銀、8 月からデジタル通貨の模擬実験」 (2021 年 5 月 25 日)

“South Korea forges ahead on its digital currency development”, May 24, 2021

2021 年 7 月、技術サプライヤーを選定する公開入札が行われ、参加した 3 社の中から、Kakao の子会社で独自のブロックチェーンプラットフォーム Kraytn を運営する Ground X が選定された。

8 月から韓国銀行の CBDC シミュレーションプロジェクトにおいて、Kakao の他の子会社 (Kakao Pay、Kakao Bank 等) とともに協働を進めてきた。

2022 年 1 月 24 日、中銀は、仮想環境を使ってデジタル通貨の基本的な機能のテストを行う CBDC パイロットプログラムの第 1 フェーズが 12 月末に成功裏に完了したことを発表した¹⁵⁰。

1 月から 6 月 22 日までを目途に第 2 フェーズが開始され、オフライン決済および個人情報保護の向上についてシミュレーションが実施された。

6 月に第 2 フェーズが完了したあとは、CBDC を現実の環境に置き直して同程度に有効に機能するかどうか等、金融機関との連携のもと、「ユーザビリティ」のさらなるテストが必要とされていた。

2021 年、2022 年と 2 段階のパイロットテストを終了した BOK は、さらに 2022 年 7 月から 11 月にかけて、KFTC と商業銀行、さらにサムスン電子、Ground X、コンセンシス、KPMG、カカオバンク、カカオペイなどの技術パートナーと協力して、シミュレーションを実行した。

¹⁵⁰ “South Korea completes the first phase of its CBDC Testing Program”, Jan. 24, 2022

同シミュレーションののちの 2023 年 5 月、BOK とサムスン電子はオフライン CBDC 技術研究協力のための業務協約（MOU）を締結した¹⁵¹。

さらに 2023 年 10 月 4 日、BOK、FSC（金融サービス委）、FSS（金融監督庁）は、2024 年第 4 四半期に CBDC のパイロットテスト（試験運用）を開始することを共同で発表した。CBDC 発行・流通の実現可能性と有効性を評価することが目的。模擬環境でのテストはすでに完了しており、今回は現実世界でのテストを行う。

BOK は 2024 年 12 月から 10 万人を対象に CBDC の試験運用を開始した。参加者は、銀行預金から変換されたデジタルトークンを使用し、スーパーマーケットやコンビニエンスストアで商品を購入できるようになる。この実験は、CBDC が実際の消費者取引にどのように適用できるかを評価することを目的としている¹⁵²。

(8) IT 人材の育成・活用状況

韓国は元来、IT 発展度合の極めて高い国である。国際電気通信連合（ITU）が毎年公表している ICT 普及度の指数である ICT 発展指標（ICT Development Index）によると、韓国は 2010 年以降、2017 年の 2 位を除いて毎年 1 位を維持しており、その普及度合の高さはよく知られている¹⁵³。

① 政府の施策

2022 年 8 月 22 日、韓国教育部は、科学技術情報通信部ほか関係省庁が作成した「デジタル人材養成総合計画（Comprehensive Plan to Nurture Digital Talent）」を発表した¹⁵⁴。同計画においては、デジタル分野の大学・大学院の増加、高校段階からの英才教育、産学連携のブートキャンプなどを通じて、2022～2026 年の 5 年間で 100 万人のデジタル人材育成を目標とする（100 万人の内訳は高校卒レベル 16 万人、学部卒（BA）71 万人、修士/博士レベル 13 万人とされている）。

政府はこれとは別に、デジタル教育の裾野拡大を進める。

- ・小中学校でプログラミング言語を使ってソースコードを作成するコーディング教育を実施するなど、情報関連の授業を増やし、2025 年度からは情報授業の時間を小学校は 34 時間以上（現行 17 時間）、中学校は 68 時間以上（現行 34 時間）とする。

- ・2024 年から 3 年ごとに成人を対象としたデジタル能力の診断調査を実施するほか、農村や漁村にある 1800 余の小学校に「デジタルチューター」を配置する。

- ・また民間の専門家を大学教授として招請するための規制緩和を進め、デジタル人材育成政策や事業・研究を総括支援する専門機関も指定する。

② 銀行セクターの動向

韓国の大手銀行はシニアのデジタル専門家のリクルートを積極的に進めている¹⁵⁵。何十年もの間、伝統的な銀行の業務はビジネス、会計等の専門家によって支

¹⁵¹ Blockworks “Samsung and Bank of Korea Strengthen CBDC Partnership”, 15 MAY 2023

¹⁵² https://nextmoney.jp/?p=68392&utm_source=chatgpt.com

¹⁵³ The ICT Development Index (IDI)

¹⁵⁴ Korea JoongAng Daily, “1 million digital talents planned for next five years”, 23 August 2022

¹⁵⁵ The Korea Times, “Financial firms rushing to hire senior digital experts”, 01 March 2022

えられてきたが、これは急速に変わりつつあり、実店舗の閉鎖等で伝統的な銀行従業員が相対的に後退するとともにデジタル専門家の需要が増している。銀行セクターでは雇用は全体としては縮減しつつも IT 人材だけは充実を図っている。IT バックグラウンドを持った人材への需要は増える一方だが供給は依然不足している。

FSCによると、銀行セクターにおけるインハウスの IT スタッフの割合は 2017 年の 47.7%から 2021 年には 55.3%へ上昇した¹⁵⁶。銀行はアウトソースよりも自行で抱える形で自社のデジタル能力向上を図っている。

一方で人材の外部からのスカウトも始まっている。KB フィナンシャルグループは 2022 年、Kakao その他の大手 IT 企業での豊富なキャリア経験に着目、同行で進行中の DX に明確な方向性を示すことを期待して、ある大学教授を自行の新しい幹部級に採用した。ハナフィナンシャルグループも 2021 年にデジタル関連部の部長を外部から招聘している。

インターネット専門銀行も人材争奪に参入している。Toss バンクは求人に当たって現在の雇用者が支払う給与の 1.5 倍を保証するとし、カカオバンクは有給休暇 1 ヶ月、勤続 3 年以上のスタッフへの多額の休暇ボーナスを提示している。

最近の動きとしては、ハナ金融グループは、FSC と共同で「ハナデジタルパワーオン」プロジェクトを実施している。このプロジェクトは、青年層を対象にデジタル金融人材を育成する実務型プログラムであり、Google、AWS、Microsoft、SK テレコムなどが後援している。参加者は、AI やクラウド技術を活用した金融サービスの設計・開発に携わり、実務経験を積むことができる¹⁵⁷。

また、韓国興業銀行（Industry Bank of Korea）は、AI とデータ分析を基盤にした「IBK デジタル転換」を推進している。具体的には、AI を活用したオーダーメイド型の人材マッチングサービスや、ChatGPT を活用した業務効率化ツールを導入している。また、全行的な AI プラットフォームを構築し、AI 倫理原則を策定するなど、安全な AI 環境の整備にも注力している¹⁵⁸。

韓国金融調査研修院（Korea Financial Research and Training Institute）は、「人工知能転換（AX）」時代に対応するため、AI を活用した金融人材育成プログラムを開発している。このプログラムは、AI リテラシーや倫理的責任、批判的思考など、多様な能力を養成することを目的としている。2025 年から新たな研修課程を開始予定であり、金融機関の役職員を対象に特別講座も実施する計画である¹⁵⁹。

（9）生成 AI の活用状況

韓国商工会議所（Korea Chamber of Commerce and Industry）が Microsoft、Access Partnership との共同で作成したレポート¹⁶⁰は、生成 AI の導入で韓国の金融・保険セクターの業務の 10.1%で変化が見込まれると指摘する。膨大なデータ、複雑なタスクを扱う産業ほど同技術のポテンシャルを享受できる産業だとし、金

¹⁵⁶ The Korea Times, “Banks rush to employ digital specialists”, 12 September 2023

https://www.koreatimes.co.kr/www/biz/2023/11/602_359011.html

¹⁵⁷ https://www.mk.co.kr/jp/economy/11061780?utm_source=chatgpt.com

¹⁵⁸ https://www.mk.co.kr/jp/it/11177313?utm_source=chatgpt.com

¹⁵⁹ https://www.mk.co.kr/jp/economy/11160316?utm_source=chatgpt.com

¹⁶⁰ Insurance Business “Generative AI to impact Korea’s insurance, finance sectors”, 30 August 2023

融・保険を生成 AI で最も大きな変化が生じる産業とした。（ソフトウェアエンジニアなどの職種を含む）科学技術サービス産業が 9.6%でこれに次ぎ、さらに情報産業（8.1%）、ホールセール（7.1%）、ヘルスケア（6.7%）と続く。

① 大手銀行の取り組み

銀行は、リアルタイムで金融ガイダンスを提供したり顧客との質疑応答を行ったりできる対話型 AI サービスの導入を進めている¹⁶¹。KB 国民銀行とウリィ銀行の事例で見てみる。

KB 国民銀行は近年、ユニークなキオスク型の AI 金融アシスタントを韓国で初めて導入した実績がある。AI アバター制作等を行う企業 DeepBrain の技術を活用して、リアルタイムでインタラクティブなコミュニケーションのできるバーチャル人間を作り上げた。KB 国民銀行は、2023 年末の時点で、AI 金融アシスタント（Honey assistant）にかかる社内ベータテストを実施中である。これはキオスク型で導入したアシスタントをモバイルプラットフォームに統合するもので、自然な会話を行う能力をテストし、そののちサービス向上のため一般にベータを開放する。

また、KB 国民銀行は、AI アシスタント「Liiv」を導入した。これは顧客がアプリ等を通じて行う銀行手続を支援する AI アシスタントであり、口座開設、振込、ローン申請等がスムーズに行えるようにアシストする。

さらに、顧客からの問合せに 24 時間リアルタイムで応答する AI チャットボットも導入している。

ウリィ銀行も、2021 年、AI アシスタント開発に着手、ディープラーニングベースの画像・音声合成技術を専門とするスタートアップ企業 LionRocket と協定を結んだ。さらに 2023 年 11 月、生成 AI を使った顧客コンサルテーションサービス導入への本格開発を始めたと発表した。既存のモバイルアプリに当該サービスを 2024 年 3 月までに統合する計画である。顧客は銀行のモバイルアプリを通じてこのサービスにアクセスできる。リモートチャンネルを通してであっても、実店舗での生身のスタッフとの面談と遜色ないレベルのコンサルテーション提供を目指している。

また、ウリィ銀行は 2024 年 12 月、独自開発した生成 AI である「ウリィ GPT」を稼働させた。これにより、法人営業担当職員の業務の大幅な効率化が期待される¹⁶²。

2. 郵便局金融を含めた金融包摂

(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

韓国は OECD 加盟国であり、一人当たり所得は 3 万ドル超え、インターネットの普及率も 96%と非常に高く、金融サービスにアクセスを持たない人口（unbanked）の比率はわずか 5%。銀行口座を所有する国民の比率も 2017 年で 94.85%（世銀データ）と非常に高い。これだけを見ると金融包摂の度合いは高いように見える。

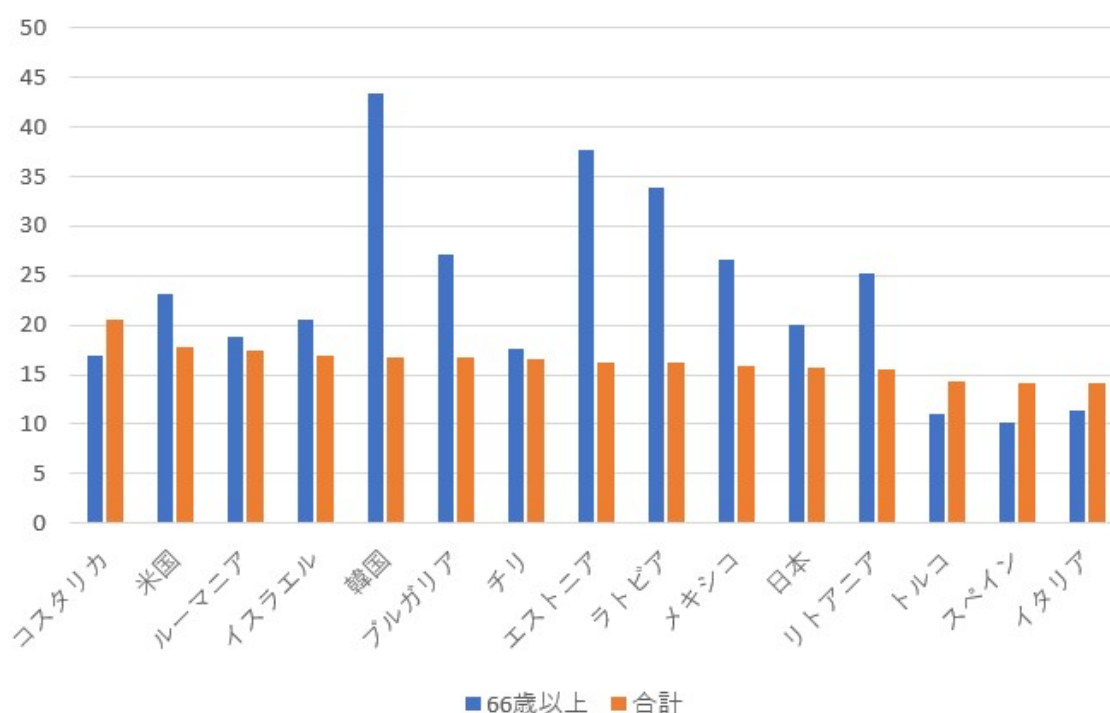
¹⁶¹ “Banking on Conversational AI: Revolutionizing Financial Services”, 13 November 2023

¹⁶² <https://www.mk.co.kr/jp/economy/11197892>

しかし韓国の場合、考慮すべき問題（イシュー）はその所得格差の大きさにある。OECD が行った加盟 39 ケ国¹⁶³の貧困率¹⁶⁴の調査では、2018 年、16.7%と 39 か国中 5 位の高さだった。図表 23 は貧困率上位 15 カ国に絞って再構成したものである。さらにシニア層（66 歳以上）では 43%と加盟国のなかで貧困率の高さは群を抜いている。同じくジニ係数も 2018 年で 0.345 と OECD 加盟 39 か国中 11 位である。持てるもの・持たざる者の二極化が深刻であることが指摘される。

接触を最小限にする社会が出現し定着していくなかでオンライン化から取り残される多くのシニア層の存在も問題視されている。National Information Society Agency が 2019 年に行った調査によると、60 歳以上の韓国人のうちモバイルアプリをインストールして利用できるのは 29.2%に過ぎず、また e-commerce を利用しているのは 22.7%に過ぎない¹⁶⁵。

図表 16: OECD加盟 39 か国の貧困率 2020 年



(出所) OECD Data “Poverty rate”を元に作成

(2) 金融包摂政策における国、銀行の関わり

韓国政府はマイクロファイナンスに対する関心が高く、民間金融機関と協同で低所得層向け融資に積極的に取り組んでいる。韓国のマイクロファイナンスは 2000 年代初めの少額金融機関から始まった。

2008 年のグローバル金融危機には庶民金融市場の空白など市場の失敗によって

¹⁶³ ルーマニアはまだ正式加盟国ではないため加盟国は 38 ケ国であるが、OECD の図表が加盟国として扱い、39 カ国を計上（3 位にルーマニアがランクイン）しているため、図表 30 でもそれを踏襲した。

¹⁶⁴ OECD の定義によると、貧困率とは、その所得が、平均家計所得の半分以下の個人の全人口に対する割合。平均家計所得が仮に 4,000 万ウォンとすると 2,000 万ウォンが貧困ラインとなる

¹⁶⁵ “The South Koreans left behind in a contact-free society”, August 6, 2020

政府主導の政策庶民金融制が導入された。2009 年 12 月に韓国政府は、低所得層向けに低金利(2.0~4.5%)で資金を貸し出すマイクロレンディング機関としてスマイル・マイクロクレジット銀行(Smile Microcredit Bank : SMB)を設立した。同行は、韓国信用協同組合中央会や農業組合・漁業組合をはじめとする民間金融機関と提携することにより、低所得者層に無担保で貸出を行う。

SMB は別名「ミソ（微笑）クレジット財団」としても知られる。「ミソ（微笑）金融」とは、自立して事業を営みたいという意味はあるが、信用等級が低くて、一般的な金融機関からの貸出が難しい人を対象に低い金利で貸出（無担保・無保証）する支援策である。銀行の休眠預金（5 年以上取引がない預金）や寄付金を主な財源にしており、ミソ（微笑）財団で管理する。

KB フィナンシャルグループのマイクロクレジットサービスは、2009 年に開業した KB Miso Microcredit Foundation を通して実施されている。同 Foundation は 2015 年、銀行業界で初めて 1,000 億ウォンを達成、2022 年 12 月までに累計実績で案件数 18,890 件、金額 2,143 億ウォンとなっている¹⁶⁶。

2016 年 9 月 23 日に施行された「庶民の金融生活支援に関する法律」により、微笑金融を前身として、「庶民金融振興院」が始動した。その目的は、庶民の金融生活を支援することにより、庶民生活の安定と経済社会の均衡のある発展に貢献することである。「庶民」の明確な定義はないが、政策支援として個人信用等級で 6 等級以下或いは年収 4,500 万ウォン以下の人が対象となっている。一般的に「第一金融圏」からの貸出を受けられない信用評価が低い個人が対象となる。

2021 年 5 月 21 日、マイクロファイナンス支援法の一部改正が議会を通過した。従来、相互ファイナンス会社と貯蓄銀行に限定されていた、包括金融庁（Korea Inclusive Finance Agency）が運営するマイクロファイナンスファンドへの拠出義務が、家計に融資を行うすべての金融機関に拡大された。

さらに 2021 年 7 月 1 日、Korea Inclusive Finance Agency、Korea federation of banks（商業銀行の代表機関である韓国銀行連盟）、13 の銀行が MOU を締結した（銀行を通じて提供される新しいマイクロローンプログラム発足に関する協定）。10 月から銀行はマイクロファイナンス基金への拠出を行う。このローンサービスは低所得・低スコアの個人に対して 2,000 万ウォンまでの融資機会を提供するもの¹⁶⁷。

図表 17: 政府からの資金支援による韓国 4 大政策による庶民金融商品例

	微笑金融	日差しローン	新希望ローン(ホルシ)	転換ドリームローン
対象	6-10 等級	6-10 等級 年所得 3 千万ウォン以下	6-10 等級 年所得 3 千万ウォン以下	6-10 等級 年所得 3 千万ウォン以下

¹⁶⁶ “KB Financial Group Sustainability Report 2022”, p.32

¹⁶⁷ Provision of microfinance support to be expanded to KRW9.6 trillion in 2021” Aug. 02, 2021

“FSC chairman speaks on the significance of new microloan service provided by banks”, July 1, 2021

取扱機関	庶民金融振興院 (’16.09 設立)	相互貯蓄銀行 銀行	銀行	銀行 (幸福基金保証)
備考	微笑金融財団→振興院に移転	2015 年末終了予定を 5 年間延長	金融当局と銀行の連 合商品	高金利貸出を一般会 社の低金利に転換
資金 支援	年 0.5 兆ウォン → 0.6 兆ウォン 拡大予定	年 2.5 兆ウォン → 3.0 兆ウォン 拡大予定	年間 2.5 兆ウォン → 3.0 兆ウォン 拡大予定	年間 0.2 兆ウォン → 0.4 兆ウォン 拡大予定
供給額	(2012 年) 3.6 兆ウォン→ (2016 年) 5.2 兆ウォン→ (2017 年) 7 兆ウォン<目標>			

(出所) FSC、Korea Post 提供(2017 年 11 月時点)をもとに作成

低所得層は所得の把握が難しいため大銀行の融資の対象となりにくい。大銀行は **medium credit lending** と呼ばれるこのマーケットは積極的には対象にしてこなかった。一方、ネット銀行は既存銀行より低利の融資を提供できるためこの市場では比較優位を持ち、積極的にこの市場機会を開拓してきた。大銀行のスコープから外れてきた階層にクレジットのアクセスを与えたことは金融包摂の推進に対するネット銀行の重要な貢献といえる。伝統的金融からデジタルへのシフトは金融サービスのコストを引き下げることによって多くの顧客を集めてきている。

ネット銀行は中・低スコア顧客への **credit-based lending** のシェアを 2023 年末までに全貸出残の 30%以上へ引き上げる目標を持って徐々に増やしていくとしている¹⁶⁸。

FSC のキム・ジュヒョン委員長は、2024 年 1 月マイクロファイナンス支援に関する政府の計画について以下のとおり語った¹⁶⁹。

「前年のマイクロファイナンス支援のために供給された政策資金の規模は過去最大となり、約 10.7 兆ウォンに達した。また、収入源がなく、借金の返済が遅れている人々に対して、合計 95.85 億ウォンの小口生活費貸付支援が行われた。このような支援を踏まえ、**FSC は金融包摂を強化するためにさまざまな支援プログラムを更新し、雇用、社会福祉、債務再編成などの支援をつなげた包括的なコンサルティングおよびカウンセリングプログラムを提供した。**

今年のマイクロファイナンス政策計画については、政府はエンドユーザーの利便性を高め、支援が必要な人々が自立できるよう支援することに重点を置く。また、今年上半期からマイクロファイナンス支援のためのオンライン総合プラットフォームを立ち上げる計画である。」

(3) 提供される金融商品・サービス（郵便局、銀行）

① 郵政事業本部

郵政事業本部も郵便貯金による庶民・低所得層支援を行っている。基礎生活保護対象者、障害者、子どもだけの家庭など社会的脆弱階層のための多様な金融商

¹⁶⁸ “Inteenet -only banks to increase credit based lending to individuals with mid to low credit standings”, May 27, 2021

¹⁶⁹

<https://www.korea.net/Government/BriefingRoom/PressReleases/view?articleId=81407&insttCode=A260302&type=N>

品およびサービスを提供している。例えば、社会的脆弱階層に資金を提供するための公益型特別利子支給および各種金融手数料免除支援等がある。

その他、農漁村および島嶼地域等の不便な地域に居住する人々にも十分な金融サービスが行きわたるよう、郵政事業本部のネットワークを民間金融機関に開放し、収益性が低い農漁村および島嶼地域住民に都市水準と同等の金融サービスを提供している¹⁷⁰。

郵政事業本部は、新技術・新事業導入を通じ、民間レベルの金融専門性を備えた総合金融サービス提供機関を目指している。顧客ニーズに適した新商品の開拓、ICTを駆使した業務の効率化や利便性向上に加え、拠点数を活用した顧客との関係構築や、金融専門家の育成により、オンライン・オフラインを問わずに顧客との関係強化を目指している。

図表 18: 郵政事業本部の方針



(出所) Korea Post 提供資料、仮訳(2017年11月)

郵政事業本部は、農村や離島などの地域の住民に対しても金融サービスを提供している。郵便局が撤退すれば民間金融機関が1つしか残らない地域は全体で1,412の市町村のうち572か所(40.5%)である。また、低所得者や障がい者向けの優遇商品を提供している(2022年5月現在35万4千口座)。さらに資金運用の成果を国の一般会計に繰り入れ、郵便事業の支援に充てている¹⁷¹。

なお、韓国には郵便貯金のユニバーサルサービス義務を定めたと繰り返しの法律は存在していないが、郵政事業法がすべての国民に対する基本的サービスの提供をうたっているため、事実上のユニバーサルサービス義務が存在するものと解されている。

② 銀行

下表はKBフィナンシャルグループの金融弱者向けの商品・サービスの事例であるが、普通預金口座は、子どもが世帯主の家庭、脱北者、低所得階層など金融サ

¹⁷⁰ 現地ヒアリング調査による(2017年11月)

¹⁷¹ 韓国郵政事業本部のHPより

ービスアクセスに困難を抱える層に対して資産形成の支援を行うものである。

融資に関しては、低所得、低信用などの理由で通常の金融機関の利用に困難を抱える金融弱者に対して、日常生活安定化資金、住宅確保の際に必要な保証金などさまざまなローンを提供している。若者のスタートアップ、小規模企業オーナーなどには借入金の繰り上げ返済にかかる手数料を免除する商品も提供している。

図表 19: KB フィナンシャルグループの金融弱者向け商品・サービス

	商品およびサービス	対象顧客	顧客数 (人)
当座預金 口座	KB Happiness Keeper Bank Account KB Love Sharing Installment Bank account KB Kookmin Hope Keeper Bank Account 他 5 件	低所得階層、高齢者、女性、障害者、移民労働者、零細企業主、遠隔地在住の個人	122,379
普通預金 口座	KB Love Sharing Installment Savings Plan KB Miso Dream Installment Savings Plan KB Good Nuri Installment Savings Plan KB Youth Hope Installment savings Plan ほか 2 件	低所得階層、若者、遠隔地在住の個人	1,023,585
融資	KB New Hope Spore II KB Sunshine Loan KB Small business STORY Loan KB Youth Dream Loan 他 10 件	低所得階層、零細企業主、若者、障害者、遠隔地在住の個人	300,003

(注) 2022 年 12 月 31 日時点

(出所) KB Financial Group Sustainability Report 2022, p.32

(4) 政策評価と方向性

既出の National Information Society Agency の調査によると¹⁷²、障害者、高齢者、低所得階層の間でもデジタル機器へのアクセスは 97%に達していること、すなわち韓国人のほぼ全員が PC、スマホ等のデジタル機器を所有していることが確認されている。しかし、グリニッジ大学の調査によると、60 歳以上の韓国人が最もよく使うスマホ機能は電話と時刻確認との調査もある。インターネット利用率がほぼ 100%の 10 代～30 代の韓国人と比べると、韓国のデジタルギャップ問題は「持てる者」と「持たざる者」の間の問題ではなく、「機器を使いこなせる者」と「使いこなせない者」との間の問題といえる。コロナ禍でその格差が浮き彫りにされた。

スマホとインターネットの普及度の高さは大きなアセットであり、これを前提とすればデジタル金融包摂の方向に進んでいくのは必然と予想される。ここでの課題は、技術への物理的なアクセスを妨げる経済社会的な要因をどう取り除くかということではなく、アクセスはあるのに使えていない国民をどう支援していくか、どう組み込んでいくかという点にある。

ソウル市では、高齢者がスマートフォンやオンラインメッセージングなどのデジタルサービスを快適に利用できるようにヒューマノイドロボットを配備したり、ソウルのさまざまな高齢者福祉施設でソウルデジタル財団が運営する教育プログ

¹⁷² “The South Koreans left behind in a contact-free society”, August 6, 2020

ラムを提供したりするなど、市民が問題なくデジタル機器を使用できるよう、さまざまな教育プログラムを進めている¹⁷³。

(5) 金融教育について

韓国においては、2020 年 3 月に「金融「金融消費者保護に関する法律」が制定され、消費者に対する金融教育を法的に支援する基盤が整備された。このような背景のもと、FSC と民間部門の連携を強化し、金融教育の組織体制と効果を改善するため以下の計画を立てた¹⁷⁴。

- ・教育内容を体系的に開発・管理するための金融リテラシー指標を設計
- ・消費者の多様なニーズに対応した複数のプラットフォームでコンテンツを提供
- ・専門講師の体系的な管理体制を構築
- ・年少者、高齢者、リテラシーの低い人などさまざまなニーズに基づいた多様な教育プログラム
- ・中学の授業で実施できるプログラムの開発
- ・地域金融教育ネットワークの発展を推進

3. その他

(1) 顧客データを活用したビジネス動向

2020 年 1 月、データ 3 法（個人情報保護法、信用情報法、情報通信網利用促進法）の改正案が通り（8 月に施行）、個人レベルでの金融情報データの開示に関する制限が緩和された。韓国の金融セクターは顧客からのビッグデータを応用したさらなる技術革新に向けて動いている。

2021 年 12 月 1 日、FSC 主導の新しいビジネスサービス（MyData）のパイロットがスタート、6 大銀行ほか種々の金融機関が参加して 1 ヶ月のモニターの後、2022 年 1 月初に制度が開始となった。

従来の個人情報保護法等では、個人情報の保護/安全な管理に重点を置いており、このような規制体系では、個人情報における自己決定権や移転権（データ・ポータビリティの権利）が積極的に活用されにくいという問題があったが、2023 年 2 月に国会を通過した改正個人情報保護法（2 回目の大幅改正）によって医療、通信・インターネット、雇用・労働、教育などの分野でも MyData の活用ができるようになった。

MyData ビジネスに携わるにはまず FSC からライセンスの取得が不可欠である。多くの企業がライセンスの申請を出している¹⁷⁵。

¹⁷³ “Robots deliver digital skills training to Seoul’s senior citizens”, November 12, 2020

¹⁷⁴ <https://www.fsc.go.kr/eng/pro10101/22382>

¹⁷⁵ 2023 年 2 月時点で 64 社が MyData ビジネスライセンスを取得している。

（出所）KIF Financial Research Brief “The Current State of Financial MyData and the Tasks Ahead”, 09 June 2023

ハナフィナンシャルグループの取り組み

ハナフィナンシャルグループは、2021 年 12 月 1 日、銀行業界初となる MyData ブランド”Hana Hap”の開始を発表した¹⁷⁶。Hana Hap は、グループのデジタルネットワーク（銀行、証券、カード等々）に散逸した顧客の広範な金融データを（顧客の同意のもと）単一のプラットフォームに統合することによって、カスタマイズされた最適な金融サービスソリューション（資産管理、商品斡旋等）を提供するもの。顧客は、統合された情報に基づく商品提案、フォローアップ等のサービスをオンラインで受けることができる。ハナグループは、MyData サービスを推進するべく、グループ関連会社数社の代表からなるチームを立ち上げた。

KB フィナンシャルグループの取り組み

2021 年 12 月、KB フィナンシャルグループは、KB MyData サービスと称するパイロットサービスを立ち上げた¹⁷⁷。このサービスはカスタマイズされた資産管理、支出管理、実物資産・信用管理サポート等々のサービスを提供する。同グループは、3,600 万人という膨大な顧客基盤をテコに MyData 市場のリードを目指している¹⁷⁸。

(2) 高齢化対策（高齢者向けの新たな商品・サービスの動向を含

韓国の 2022 年の高齢者（65 歳以上）の人口比率は 17.5%であるが、25 年には 20%を超えると推測されている¹⁷⁹。WHO の定義では高齢者比率 14%超の社会を‘aged society’、21%超を‘super aged society’と呼ぶが、前者から後者への移行所要年数は日本が 10 年かかったのに対して韓国は 7 年と予測されており、世界で最も急速に高齢化が進んでいる国のひとつである。急速な高齢化の副産物のひとつが高齢者の貧困率の上昇であり、高齢者対応は喫緊の課題となっている。

金融のデジタル化の進展・定着による銀行の実店舗閉鎖、ATM 台数の減少が高齢者の基本的金融サービスへのアクセスを制約する状況が危惧されている。銀行は、サービスのデジタル化への適応に困難を感じている高齢者にサービスを届ける努力を続けている¹⁸⁰。

KB 国民銀行は、銀行が今日スタンダードとして提供しているデジタルサービスの使い方についての高齢者の理解促進のため、ソウルの特に高齢者比率の高いコミュニティセンターを週 1 回、専用車で巡回訪問している（pop-up bank branch）。各地区では、スタッフ 3 名からなるチームが日々 40 名を上限に顧客を受け入れ、高齢者が通常、デジタルバンキングの利用にあたって慣れるのが難しいと感じるサービスを提供する。サービスには、現金引出、預け入れ、取引記録の確認、納税などが含まれる。

新韓銀行、ハナ銀行、ウリィ銀行は、スマートキオスクを使うサービスやその

¹⁷⁶ Global News Network “Hana Bank to Hold Events for Launch of ‘Hana Hap,’ MyData-Based Asset Management Service”, 24 December 2021

¹⁷⁷ “KB Kookmin Bank Launches Pilot KB MyData Service to Offer More Advanced Financial Services”. 24 December 2021

¹⁷⁸ KB Financial Group Annual report 2021

¹⁷⁹ Korea JoongAng Daily, “People 65 and over account for 17.5% of Korea's population this year”, September 29, 2022

¹⁸⁰ The Korea Times, “Banks step up efforts to improve digital literacy of elderly customers”, 24 April 2023

他のデジタルサービスが他の支店に比べて簡素化された特別な支店（高齢者対応を重点的に行う支店）を有している。新韓銀行の特別支店では、キオスクに大きめのレタリングを採用したり、対面サービスを希望する顧客のためにスタッフをスタンバイさせたりしている。

上記4銀行は店舗面の工夫だけでなく、高齢者のデジタルリテラシー向上のプログラムも展開している。新韓銀行は2022年、高齢者を対象に、ATMやモバイルアプリに慣れること、詐欺から身を守ることを目的とするセッションを50回開催した。ウリィ銀行は、家族のいない高齢者向けに、モバイルバンキング、オンラインショッピングの使い方を教えるプログラムを提供する教育センターをソウルで運営している。KB国民銀行は、2023年4月から8月にかけて金融詐欺の回避を目的とする高齢者向け教育プログラムを開催した。

第5章 参考

1. リテール拠点における感染症対策

2020年2月、FSCとFSSは、コロナ禍の広がるなかで、ネットワーク分離ルールを一時的に緩和し、金融機関の従業員に在宅でのテレワークを認めることを発表した¹⁸¹。ネットワーク分離ルールとは、従業員が銀行ネットワークに外部からアクセスすることを禁止し、もってハッキング攻撃や情報漏洩を防ぐことを目的とするものであるが、当局は、コロナ禍の拡大による店舗閉鎖の影響を軽減するため、リモートワークを認め、その関連で銀行ネットワークへのリモートでのアクセスを許可した。

当局が金融機関に対してコールセンターの混雑緩和を要請したのを受けて、新韓銀行はコールセンターでの集団感染の危惧が広がるなか、予防的措置として、顧客サービスセンターのスタッフにリモートワークを認め、銀行のソフトウェアを搭載したVoIP（Voice over Internet Protocol）やラップトップを従業員の自宅に設置した¹⁸²。コールセンタースタッフの一部を交代で在宅勤務とさせる一方、コールセンター内ではスタッフ同士の間隔を広げ、パーティションを高くするなど措置を採った。

2023年1月末、保健当局が（病院、薬局、公共交通を除く）すべての屋内施設におけるマスク着用義務を解除したのを受けて、大手商業銀行はコロナ禍で導入していた1時間の営業時間短縮を1月30日付けでコロナ前の7時間に戻した。屋内のマスク着用義務はコロナ関連で最後まで残っていた制約事項であり、銀行が営業時間を短縮した最大の理由であった。

営業時間の短縮解除はデジタルツールに不慣れな顧客からは歓迎される一方、銀行労組からは抗議の声もあがった¹⁸³。2023年6月末、FSCは、コロナ禍でのクレジットランチ等への対応の目的で緩和していた銀行への規制（預貸率、流動

¹⁸¹ Pulse, “Korean financial firms allowed for remote work to avoid virus disruption”, 27 February 2020

¹⁸² “Shinhan call center staff to work from home”, 18 March 2020

¹⁸³ “Banks return to pre-pandemic working hours amid eased virus curbs”, 30 January 2023

性カバレッジ比率など) を7月以降徐々に元に戻すと述べた¹⁸⁴。

¹⁸⁴ “South Korea to gradually normalise regulations on banks from second half”, 20 June 2023

< 出所資料一覧 >

【国際機関・外国機関文献・データベース】

- ・ IMF、“World Economic Outlook October 2019”(2019 年 10 月)
- ・ FSB、“Peer Review of Korea”(2017 年 12 月 6 日)
- ・ OECD、<https://www.oecd.org/>
“Promoting the Financing of SMEs and Start-ups in Korea”(2014 年 9 月 16 日)
- ・ BIS、<https://www.bis.org/>
“Payments are a-changin’ but cash still rules”(2018 年 3 月)

【中央銀行・監督官庁・銀行協会 HP】

- ・ 韓国銀行(BOK)、<http://www.bok.or.kr/eng/main/main.do>
“Financial institutions in korea”(2018 年)
“Action Plan for ‘Coinless Society’”(2016 年 12 月 21 日)
“Payment and Settlement Systems Report 2016”(2017 年 6 月 22 日)
“Payment and Settlement Systems Report 2018”(2019 年 5 月 31 日)
- ・ 金融委員会(FSC)、<http://meng.fsc.go.kr/>
- ・ 韓国預金保険公社(KDIC)、<https://www.kdic.or.kr/english/index.jsp>
- ・ “2018 ANNUAL REPORT”
- ・ 金融監督院(FSS)、<http://english.fss.or.kr/fss/eng/main.jsp>
“FSS Handbook 2017-2018”(2019 年 1 月 25 日)
- ・ FSS Financial Statistics Information System、<http://efisis.fss.or.kr/fss/fsview/indexw.html>
- ・ 韓国信用組合連合会、<http://eng.cu.co.kr/service/index.html>
- ・ 大韓民国監査院
http://english.bai.go.kr/bai_eng/html/about/responsibilities.do?mdex=bai_eng8
- ・ 韓国信用組合連合会、<http://eng.cu.co.kr/>
- ・ 韓国観光公社、<http://japanese.visitkorea.or.kr/jpn/index.kto>
- ・ 外務省(日本)、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>
- ・ 経済産業省
「キャッシュレス・ビジョン」(2018 年 4 月)
- ・ 金融庁
「諸外国における金融制度の概要報告書」大和総研(2017 年 3 月)
- ・ 金融調査研究会
「キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方」(2018 年 3 月)

【雑誌・業界紙】

- ・ The Korea Herald、<http://www.koreaherald.com/>
- ・ News World、<http://www.newsworld.co.kr/>
- ・ Pulse、<https://pulsenews.co.kr/>
- ・ MBC News、http://imnews.imbc.com/index_pc.html
- ・ Korea Times、<http://www.koreatimes.co.kr/www2/index.asp>
- ・ Korea IT Times、<http://www.koreaittimes.com/>
- ・ Business Korea、<http://www.businesskorea.co.kr/>
- ・ Korea JoongAng Daily、<http://koreajoongangdaily.joins>
- ・ Chan Woo Jeong、“Community Finance in Korea: Policy Directions”(2011 年 3 月)
- ・ Microcapital、<https://www.microcapital.org/>
- ・ Myanmar Business Today、<https://mmbiztoday.com/>

- NNA Asia、<https://www.nna.jp/>
- Reuters、<https://www.reuters.com/>
- Crowdfund Insider、<https://www.crowdfundinsider.com/>
- 日本経済新聞、<https://www.nikkei.com/>
- 聯合ニュース、<https://jp.yna.co.kr/index>
- 中央日報、<https://japanese.joins.com/>
- もっと！コリア、<http://mottokorea.com/mottoKoreaW/index.do>
- 野村資本市場研究所
『野村資本市場クォーターリー』林 宏美、2011 年秋号、「韓国金融投資サービス及び資本市場
法改正法案と収益基盤の多様化を目指す韓国の証券会社」
- JETRO
「韓国 税制その他の税制詳細」(2019 年 7 月 24 日)
- 一般社団法人キャッシュレス推進協議会
「キャッシュレス・ロードマップ」(2019 年 4 月)

【郵政公社・郵貯等 HP】

- Korea Post
<http://www.koreapost.go.kr/>
https://www.epost.go.kr/main/eng/Enpost_Introduction1.html
“2022 Annual Report”
“2021 Annual Report”
“2020 Annual Report”
“2019 Annual Report”
“2018 Annual Report”
“2017 Annual Report”
“2016 Annual Report”
“2015 Annual Report”
“2014 Annual Report”
“2013 Annual Report”
“2012 Annual Report”
“Funding and sustaining the universal service obligation in Korea(Rep.)”
“Korea Post Financial Services”